

地域と農業

会 報

第 84 号

Jan.2012

Winter

特集Ⅰ
特集Ⅱ

平成23年度(第26回)農業総合研修会
東日本大震災に係わる北海道の対応
協同組合の今日的存在意義と展開方向(4)
二〇一二国際協同組合年と協同組合運動の展開方向



社団法人 北海道地域農業研究所

エーコープ くみあい 高度化成肥料

くみあい 粒状配合(BB)肥料



稔りある大地とともに

ホクレン肥料株式会社

代表取締役社長 佐々木 喜一

札幌市中央区北4条西1丁目1番地（北農ビル18F）

TEL 代表 (011)222-2444
FAX (011)232-3597

好評
発売中

北海道の新顔野菜 つくってみヤサイ！

著 安達 英人

本書は、月刊農業雑誌ニューカントリーの企画「つくってみヤサイ！」（2008年2月から連載中）で紹介した新野菜を、選抜してリニューアル掲載したものです。

ラッカセイなど新顔野菜40品目の、道内向きの品種選びや栽培法をはじめ、販売時に役立つ調理法や栄養素・機能性などを紹介。野菜づくりの基礎知識、専門種苗店、珍しい野菜が買える店も掲載。直売用野菜はもちろん、家庭菜園の参考書としてもお薦めの1冊です。

B5判 108頁 オールカラー
定価1,400円（本体価格1,333円消費税67円）



一 図書のお申し込みは下記へ

株式
会社

北海道協同組合通信社 管理部

〒060-0004 札幌市中央区北4条西13丁目

☎ 011(209)1003 FAX 011(209)0534

e-mail kanri@dairyman.co.jp

※ホームページからも雑誌・書籍の注文が可能です。

<http://www.dairyman.co.jp>

地域と農業

Vol. 84

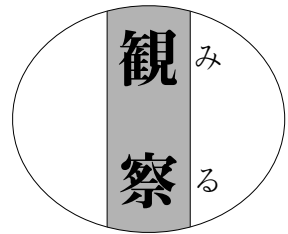
表紙写真:「うまい会」女性部

提供:南るもい農業協同組合



目次

-
- | | | |
|----|-------------------------|---|
| 2 | みる
観 察 | TPP の「国益」論議をめぐって
(社)北海道地域農業研究所 特別参与 黒澤不二男 |
| 7 | 特 集 I | 平成23年度(第26回)農業総合研修会
「東日本大震災に係わる北海道の対応」
北海道 経済部緊急産業対策室 室長 土屋 俊亮 |
| 30 | 特 集 II | 協同組合の今日的存在意義と展開方向(4)
2012国際協同組合年と協同組合運動の展開方向
東京農業大学 名誉教授 白石 正彦 |
| 45 | Essay | 小さな幸せ探し
北海道女性農業者倶楽部(マンマのネットワーク) 事務局長 片山寿美子 |
| 50 | レポート | 食の安全・安心を目指す「北の3大学連携」第8回(最終回)
農村サテライトを拠点にした教育研究・地域振興支援活動
地域拠点型農学エクステンションセンター
酪農学園大学 特任教授 前田 善夫 |
| 58 | 随 想 | 私の北海道4ー社会資本の整備と北海道ー
前 帯広市長 砂川 敏文 |
| 64 | 現地モニター
だより | 『知内町ニラ生産組合』創立40周年にあたって
知内町 大嶋 貢 |
| 65 | 投 稿 | 堅実な経営展開を行う佐呂間町「株式会社はまほろ」
ー注目される社員教育と構成員の意思疎通の
徹底と効率的経営に向けた様々な取り組みー
フリージャーナリスト(元北海道農業会議職員) 村元 健治 |
| 72 | 連載No.64 | あのマチこのムラ地域おこし活躍中
厚沢部町の事例
ー「森と大地の夢を育むまち」をキャッチフレーズとした地域振興ー
(社)北海道地域農業研究所 特別研究員 西野 義隆 |
| 78 | 掲示板・お知らせ・DATA FILE | |
-



TPPの「国益」論議をめぐって

(社)北海道地域農業研究所 特別参与 黒澤 不二男

昨年に、TPP参加のプロパガンダ行脚のために、財界総理と言われる日本経団連の米倉会長（「住友化学株」会長）が北海道を訪れ、新篠津村で、「私の苗字は米倉（コメグラ）ですよ。農業を大切にしない訳がないでしょう」と語ったという。それでは、政界総理の野田という苗字は、田を荒れさせ野原にするのかと思わず語呂遊びをしてしまった。

■ 道民世論も二分 ■

その野田総理は、国内の論議が不十分だと言う声が渦巻く中、十一月中旬にAPEC首脳会議で、TPP交渉参加に向けた関係国との協議を行うという方針を明らかにした。

この情勢を踏まえて北海道新聞社は「TPP全道世論調査」を実施した。その結果で注目すべきは「交渉参加に向けての協議入り」に対して賛成が五〇%、反対が四六%と僅差ながら賛成が反対を上回ったことで、筆者にとって意外であった。

北海道における農業、漁業、林業など一次産業が地域経済や道民の暮らしに深く関わっていることが道民の共通認識として定着しているという私自身の予断があったからである。まず「一次産業が大打撃を受け、その波及が地域、性別、年代、業種、職種を問わず道民のくらしを直撃する」という連鎖に関するアピールが不十分だったのであろうか。

またこのアンケートの中でも指摘されているTPPそのものに対する情報開示不足が判断基準に影響したのかなど、あれこれ考えさせられるところである。

雇用、賃金など先が見えない閉塞感に覆われている中で、「よく判らないところもあるが、このTPP参加が何らかの突破口になるのでは」という淡い期待感から賛成したとか、「農業などが大きな被害を受けるから手厚い保護措置が必要」ということに対しては、「何故農業だけなのだ？」という反感も働いたのかなどと憶測をめぐらせたくなる。

■ 国会決議の実効性は？ ■

国論を二分するこの問題について、十二月初旬に、衆議院農林水産委員会で、地域経済の崩壊や食の安全、医療・健康等にも大きな影響を与える懸念を指摘、交渉参加に向けた関係国との協議を行う際には、「国民への十分な情報提供と幅広い国民的議論の展開」、「国益を損なうことが明らかな場合には、交渉参加見送りを含めた厳しい判断」、「国内農林水産業の構造改革努力の加速」、「メリットを獲得できるEPA、FTAの積極的推進と打撃を受ける分野での必要な国境措置の維持」という四項目を挙げ、交渉する際に政府に留意するよう求める決議を全会一致で採択している。

この留意事項のキーワードとして、これまでの野田総理の言にもしばしば登場とした「国益」と「必要な国境措置の維持」を挙げることができる。

国益に関する定義は多様であるが、外交政策の適合性や妥当性を説明・評価するために、さらには政策を正当化、非難、提案する手段として用いられることが多い。

国家の利益を定義するという本質的なあいまいさに加えて、国民がかならずしも一致して国益を善とみなすことはなくなったこと、国の内外の領域で追求される価値が一致しなくなったことから、国益の定義がますます難しくなっている。

国益とは本来的に政府の利益であり、個人、特定団体の利益で

はないと考えられているが、政治を理念、宗教、道徳から切り離して現実主義的な目標追求の場とするとか、また近年の外交等の場面で見られるように、相手国との妥協や、理念を諦め現実的解決を優先させることを意味することも多い。

日本の省庁には「国益」を定義した文書が存在しないようであるが、アメリカでの「国益」とはかなり明白で、「自国の企業が利益を拡大すること」、「政治、経済、軍事、文化 など、すべてにおいてアメリカ式価値観を世界に広めること」だと言われている。

この国益定義の曖昧さや、日本のこれまでの外交や貿易・経済交渉における力量不足と考え合わせると、「国益に照らして断固とした姿勢で交渉に臨む」という方針は、信用しがたく、我が国にとって「酷益」となりかねないことを懸念するものである。

■ 予測される熾烈な交渉展開 ■

TPPにおける交渉分野は、表に示したように多岐にわたる。関税撤廃に関わる分野とともに、いわゆる非関税障壁も極めて重要なポイントとなることが明らかである。

既に九カ国では作業部会で検討を開始しているが、各国の利害がぶつかり合って合意形成は難航しているようである。

この経過等を見ると、交渉過程で自国に不利な点（いうところの国益に反する）が出てくれば、と言うレトリックには重大な難点があると思われる。それは、機微に関わる部分是非公開という

24分野での交渉とこれまでの経過

首席交渉官協議		具体的内容は不明
アクセス 物品市場	工業 繊維・医療品 農業	これまでの2国間の自由貿易協定（FTA）より高い水準の自由化を目指す、具体的な協議には入っていない。「重要品目」についても原則、例外や再協議は認めない方針だが、各国の状況によって、個別対応を認める考え方を示す国もある。
原産地規制		締約国の産品を使用する割合について統一基準を策定する。方向性は定まっていない。
貿易円滑化		輸入手続きの窓口一本化など手続きの簡素化を目指す。
衛生植物検疫		食品安全を確保するためのルールなどを各国で同等にする。
貿易上の技術的障壁		工業製品の規格を策定する段階で相手国の利害関係者の参加を認める。
貿易救済（セーフティ ガード等）		輸入急増に対する国内産業保護策を整備する。「重要品目」の扱いと密接に関連するので、議論はまとまってはいない。
政府調達		政府が物品・サービスを調達する際、締約国を自国と同等に扱う。
知的財産権		著作権、意匠、特許などの権利保護、模倣品や海賊版の取り締まりなどを定める。
競争政策		カルテルなどの反競争的な好意を禁止するための政策を強化する。
サービス	越境サービス	締約国の企業が国境を越えるサービスを提供する際の差別や数量規制（出店数規制）などを禁止する。
	商用関係者の 移動	ビジネス関係者の入国・滞在をさらに自由化する。いわゆる単純労働者は議論の対象となっていない。
	金融	国境を越える金融サービスを提供する際、自国企業との差別を行わない。公的医療保険など国が提供するサービスは除く。
	電気通信	通信インフラへの接続や利用確保を義務づけるため、共通ルールを設定する。
	電子商取引	映像や音楽のダウンロードなど電子商取引に対する関税を禁止する。
投 資		締約国内で投資家を自国民と差別しない。紛争時の解決手続きを整備する。
環 境		輸出を促進するために環境規制を緩和することを禁止する。
労 働		貿易や投資を目的とした労働法緩和を禁止する。
制度的事項		締約国間で意思決定を行う「合同委員会」を設置する。
紛争解決		協約の解釈不一致による締約国間の紛争を解決するための手続きを定める。
協 力		合意を実行するための国内体制が不十分な国に技術支援を行う。
分野横断的事項		各国間で異なる規制による企業の負担を減らすため、各国間の対話や協力を確保する仕組みを作る。

出典：北海道新聞（2011.10.19朝刊記事）

交渉事項の常識からして、それぞれ自国の国民や利害関係者に明示して論議を経て方針を得、それで交渉に臨むということが可能であるかどうか極めて疑問である。

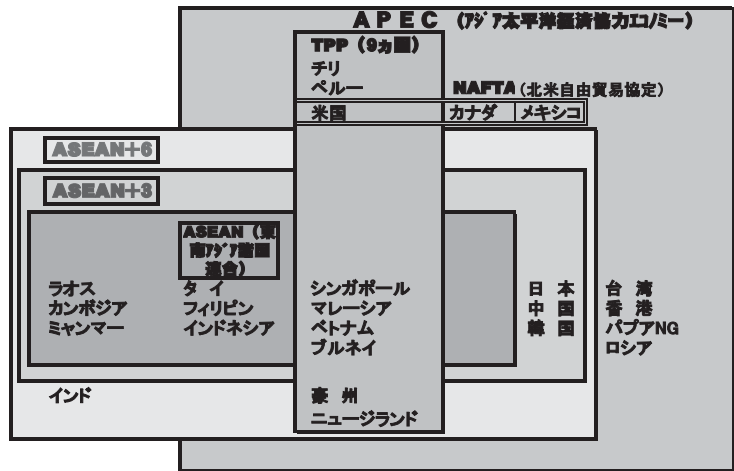
したがって、信託を受け強い交渉権限を持つ（例えば「米国通商代表部」のような機動性を有する交渉団（各省庁の影響からの独立性をもつ）が仮に我が国で編成されたとしても、それが機能するには、国内での方針が固まっていることが大前提で、我が国の現状を見ると悲観視せざるを得ない。

■ まず参加しなければという論調 ■

筆者は、ここでTPPに関する基本的スタンスに関する反対派と賛成・推進派の論旨を雑駁であるが以下のように区分してみた。

① TPP参加によって予測される広範かつ甚大なデメリットに対して、メリットを享受できる領域は限定的である。我が国の貿易政策は対米従属色が強いTPP参加のみが唯一の選択肢ではなく、従前から進めてきた多国間と個別事情に柔軟に配慮した連携に取り組みむべきである。

② 関税撤廃など一層の自由貿易を推進することは我が国の利益に合致する。韓国など輸出戦略で競合する諸国に対して大きなハンディを負うので、TPP参加というバスに乗り遅れるべきではない。マイナスの影響が想定される分野には国内支援策強化で対処できる。まず交渉に参加してみても、その過程の中で我が国にとって不利な条件が明らかになれば不同意、締約せずという選択



ができる筈だ。

後者の賛成・推進派の主張をバックアップするのが、マスコミ大手である。その代表格としてまず朝日新聞は、社説で、【……TPP交渉では国益と国益がぶつかり合っている。

『例外なき関税撤廃』の原則も、実情は異なる。米国は豪州とのFTAで砂糖を対象から除いており、この特例をTPPでも維持しようとしているのが一例

参画は日本の経済発展に不可欠だとの考えから、かねて私たちはTPPへの参加を求めてきた。農業問題をはじめ懸念材料は多々あるが、それは今後の交渉の中で払拭（ふっしょく）していくほかないというのが私たちの立場だ。……』と。

読売新聞は【……最も懸念されているのが農業である。『例外なき関税撤廃』を掲げるTPPに参加すれば、大きな打撃が予想されると農業関係者は反発している。医療や金融分野などで規制緩和が進むことに伴う様々な不安も広がっている。政府はこうした懸念の払拭に努め、日本の主張が実現するよう各国と交渉すべきだ。党内（与党）の慎重派に目立つのは『情報が不十分で、参加決断は拙速だ』という主張だった。しかし、交渉に参加しなければ、詳細な内容は分からないではないか。……』

以上のいわゆる中央三紙のほか、財界広報部の性格をもつ日本経済新聞の論調は推して知るべしである。

これらに共通するのは「痛みに関する鈍感さ」と「無責任さ」である。懸念される事項に対する掘り下げ（例えば米韓FTAで呻吟する韓国国民の声やしたたかな中国の戦略など）や、参加せざるを得なくなった場合の方針・戦略に対する独自の提起などを放棄しておいて、「やってみなけりゃ判らない」では、まさに無責任・スーダラ節の世界である。

また、「痛み」については、中央拠点のマスコミであっても、地方には支社、支局があり日頃足を武器に真摯な取材活動をしている記者諸氏を擁しているのだから、地域の疲弊・閉塞感、悲痛

だ。日本も、激変緩和のための例外措置を確保できる余地はあるもちろん、難交渉になるのは間違いない。しかし、参加しない限り、新たなルールに日本の主張を反映できない。TPPに主体的にかかわることが、日本を前へ進める道だ。……』と主張している。

同様に、毎日新聞もその社説で【……自由貿易圏づくりへの

な庶民の声を知らない筈がない。それが反映されないのは意図的に目をつぶり耳を閉ざしていると思えない。

これら中央紙に対して、先にアンケートを実施した北海道新聞では、APEC前の時点の社説であるが、【……環太平洋連携協定（TPP）への交渉参加をめぐる論議が本格化している。野田佳彦首相は来月十二、十三日にハワイで開かれるAPEC首脳会議での交渉参加表明に前向きなようだ。これに対し、反対・慎重論が拡大し、野党にも広がっている。首相は「早急に結論を得る」と述べているものの、国民的な論議が熟しているとはとても思えない。APECが迫る中で、目立つのは政府・与党の混乱ぶりである。……中略……政府は先に二四分野の交渉状況をまとめた。医療分野で医師会などが懸念する混合診療の解禁などは現状では九カ国の議論の対象外とした。しかし日本がTPP交渉に参加すれば、規制緩和を名目に論議のテーブルに載る可能性もあり、見通しがついているわけではあるまい。焦点の農業や医療以外でも、食の安全、労働など幅広い分野がTPPの対象になる。生活全般にどんな影響があるのか、はつきりしないのでは国民は判断のしようがない。……参加を念頭に、政府は農業再生の基本方針を決めた。ただ水田などの規模を拡大しても、栽培面積の広い米国や豪州には太刀打ちできないとの声が早くも上がっている。肝心のTPPと国内農業の両立への道筋が不透明では、地方や農家は不安を募らせるだけである。……】と、かなり中央紙と距離がある内容となっている。これは単に、北海道は一次産業

への依存度が高いからという次元の話ではなく、ジャーナリズムの矜持と本質に関わる問題であろう。

■ 今後のTPP問題に対する我々のスタンス ■

当然、我々には参加しないという選択肢も残されているが、参加せざるを得なくなったとしても、アメリカという体格も良く力も強いガキ大将に従属する子供たちの中で、一の子分としてのポジションを得るためにボスの顔色をうかがうのではなく、他の子供たち、時にはグループ外の子供たちをも巻き込んでボスの言いなりにはならないという毅然とした姿勢をとることを政府には求めたい。そのためには抽象的で、かつ一部の階層に帰属するメリットを象徴する「国益」を判断基準とするのではなく、何がどう、我々の生活に影響を及ぼそうとしているのかについて、反対の立場に立つ人も、賛成・推進派にシンパシーを感じる人も、年代、性別、地域、業種、職種を問わず徹底的な論議を粘り強く続ける必要があると思う。まさに、TPPのみならず我が国の通商政策、外交政策、食糧政策のあり様は現在にとどまらず将来にわたっても日本国民の命運を握るものだから。

キャッチコピー風に言うなら、「もっと学ぼう、もっと発言しよう、もっと論戦しよう、家庭で、職場で、地域で」というところか。冒頭の、「学ぼう」は、筆者自身が貿易・通商ルール、国際問題、企業戦略等に関する知識の貧困さを痛感しているからである。

平成23年度（第26回）

農業総合研修会

日時..平成23年12月15日（木）
場所..北農ビル 19階

挨拶

北海道地域農業研究所の藤田でございます。研修会開催に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。年の瀬を迎えまして大変お忙しい中、研修会にご出席いただきましてありがとうございます。また、日頃皆様には当研究所に対して多くのご支援・ご協力を賜っており、心から御礼申し上げます。



当研究所は、本年度設立からちょうど二年になりました。現在会員数は団体が八三、JAが一〇二、市町村四一、個人九九、合計三二五会員となっております。平成二四年度から、新しい制度の下で非営利型の一般社団法人として再スタートを切るために、現在北海道へ申請の手続きを進めているところです。移行後の事業内容としては研修会や

機関誌の発行などの公益的事業と受託調査研究や公的調査業務への応募など、収益事業をこれまで通り継続して進め、地域農業の発展に寄与するシンクタンクとしての役割を果たしていきたいと考えておりますので引き続きご支援のほど、よろしくお願い申し上げます。

さて、今年国内を揺るがす大きな出来事が三つほどございました。第一は、三月十一日に東北地方太平洋地震によってもたらされた東日本大震災です。地震の規模はマグニチュード九・〇で、気象庁観測史上最大の震度です。この地震により発生した大津波が、東北地方から関東地方まで太平洋岸に襲来し、各地に甚大な被害をもたらしました。この災害による死者行方不明者は二万人、三〇万戸以上の建物が全半壊しており、阪神淡路大震災を上回る戦後最大の災害となりました。お亡くなりになった方には心から哀悼の意を、そして被災者の皆様には心からお見舞い申し上げます。一刻も早い復興を願って止みません。

第二は、福島原発事故です。地震発生後、福島第一原子力発電所において、放射性物質が露出する重大事故が発生しました。六基の原子炉のうち一、四号基の電源が津波の浸水により故障し、さらに原子炉建屋内において水素爆発が起きるなど、炉心溶解の危険性が生じ、一九七九年のアメリカスリーマイル島の原子力発電所事故を上回り、一九八六年の旧ソ連ウクライナのチェルノブイリ原子力発電所事故に比べられる大事故となりました。政府は、原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力緊急事態を宣言し、付近住民の避難が行われました。

また、福島原発の停止などによって、東京電力の供給量が不足し計画停電が実施されました。また今なお自宅に戻れない多くの方々がおられ、風評被害に悩んでいる生産農家もいます。復興対策など、国を挙げての敏速な対応が求められています。

それから第三番目は、TPPの参加交渉問題です。十一月十一日、野田首相がTPPに関し、交渉参加に向けた協議に参加を表明しました。その後、米国ハワイで開催のアジア・太平洋経済協力会議、エイベックで日米首脳会議が開催されましたが、野田首相が全ての物品とサービスを貿易自由化交渉のテーブルに載せるということを、米国側は発表しました。日本政府はその発表に対して事実関係を否定しておりますが、米国側はその発表を修正していないということです。TPPは完全な貿易自由化を目指した交渉であり、原則として農畜産物全品目で関税の撤廃となるわけで、北海道農業はもとより地域経済に壊

滅的な影響が必至です。ほとんどの地方議会で反対決起をしております。JA・全中と共に農業団体はこれから正念場ということで、多くの団体と連携を強化して、政府の前のめりの交渉参加を阻止するために行動することとなっていますが、TPPにつきましてはこれからも十分注視していかなければならないことではないかと思っております。以上三点を述べさせていただきましたが、その中で、本日は東日本大震災と福島原発事故について、今一度皆様方と考えてみたいと思います。震災の惨状は鮮明な映像として私共の脳裏から離れませんし、瓦礫処理の圏外対応や冬を迎えた仮設住宅での生活、放射線検査、除染対策など、日々の報道から被災地の方々の暮らしが伝えられ、地域のこれからが気づかわれる毎日です。

本日は講師として、北海道経済部緊急産業対策室の室長 土屋俊亮氏をお迎えいたしました。北海道からの支援部門を統括されている土屋室長からより業務について詳しくご紹介いただくと共に、被災地の方々が望んでおられる支援とは何なのか、北海道に住む私達が被災地の方々に今そしてこれから提供できる支援は何なのか。さらに今回の震災から、北海道民が教訓として学ぶべきことは何なのかなど、震災の記憶を風化させることなく、もう一回皆様と一緒に考えていきたいと思っております。講師の土屋室長そしてご出席の皆様に感謝を申し上げます。開会のご挨拶とさせていただきます。

講演

東日本大震災に係わる北海道の対応

北海道 経済部緊急産業対策室 室長 土屋 俊 亮

ただ今ご紹介をいただいた道庁経済部の土屋です。今日はよろしくお願いたします。

本日は「東日本大震災に係る北海道の対応」ということで、震災に対する道の対応と震災から何を学んでいくのかということについて、お話をさせていただきたいと思います。震災から九カ月が過ぎたわけですが、宮城県栗原市では震度七という数字が出て、東京でも震度五強ということでした。マグニチュードが九・〇で、これは一九〇〇年以降ここ一〇年で過去四番目の大きさだそうです。

東日本大震災による全国の被害状況

今回の地震というのは揺れ、二つ目には津波、もう一点は原発事故と、この三つの複合災害という形になっています。死者・行方不明者は一二の都道府県に渡っており、合わせると一九、六〇〇人ほどということです。宮城が一二、〇〇〇人ぐらい岩手はその半分の六、〇〇

〇人強、そして福島が二、〇〇〇人弱ということ、この三つの県で大半を占めています。よく並びで言われるのが、平成七年に起きた阪神・淡路の大震災ですが、この時が六、四三七人ということですからその三倍お亡くなりになった方また行方不明になった方がいらっしゃるわけです。阪神・淡路の時はちょうど朝方、五時過ぎで、建物が崩壊したり家具が倒れてきて圧死の方が八三％でした。その後に火災が各地で起こって、焼死された方が一三％だったそうですが、今回は水死で九二％ということで、揺れよりはほとんど津波による死者・行方不明者ということになっています。

建物の被害は、全壊が一二万戸、半壊が二〇万戸、一部損壊が六〇万戸、全体で約九〇万戸の被害がありました。避難者は三月一四日が一番多くて四七万人ですけれども、現在でも原発事故で十一万人の方が避難されています。また、福島県では現在も七万人が避難されています。被害額については、内閣府の六月の推計ですけれども、原発を除いて一六兆九千億円です。阪神・淡路が九兆六千億円だったので、

土 屋 俊 亮 (つちや しゅんすけ)



昭和32年 9月 北海道奈井江町生まれ
 昭和55年 4月 北海道職員採用
 平成 6年 4月 北海道農政部農業企画室主査
 平成 8年 4月 北海道農政部農業改良課担い手育成係長
 平成10年 4月 北海道農政部農産園芸課稲作振興係長
 平成13年 4月 北海道競馬事務所企画課長
 平成16年 4月 北海道農政部農業企画室主幹
 平成17年 4月 厚生労働省職業安定局雇用政策課中央雇計画官
 平成19年 4月 北海道農政部農政課参事
 平成21年 4月 北海道農政部農政課長
 平成23年 6月 北海道経済部緊急産業対策室長（現）

それよりも七兆円多い。原発被害については、この金額には入っていませんが、賠償とか助成等を含めて数兆円で、廃炉まで考えるとさらに桁が上がるといわれていますが、それを除いても一七兆円ですから、加えるとすごい金額の被害になるということです。

道内を見ますと死者一名、函館の方です。その他、道外に船の修理で遠くに行っていた方が四人いらっしやいます。物的被害についても、床上・床下合わせると厚岸で二三〇戸、釧路で二一八戸、函館でも一八五戸ということで、結構な数の建物が床上・床下浸水しています。揺れの直接被害というのは、農業の部分ではほとんどなかったわけですが、揺れでも、一番大きかったのは漁業等の被害で、全部で三一八億円です。中でも大きかったのは、ホタテ・カキ・コンブなどの養殖物や養殖施設の被害です。また漁港の被害は四〇・二億円です。

それから道外で、三陸沖の町で直した船がそのまま流されたりというところで約八〇億円の被害。道内でも地域別に見ますと、水産で一番大きかったのは渡島管内です。三二〇億円の内約四割、一三四億円が渡島、それから釧路、日高、胆振という順番になっております。

今回の災害では津波の被害が大きく、気仙沼とか南三陸の辺りが一六mぐらいで、四階建ての建物の高さぐらいの津波が寄せてさらに駆け上ってくるわけです。その駆け上ったのが最高で四〇mを超えたという事です。それから、すごく大きな津波です。北海道は大体三mから四mを超えるぐらい、大きいところで五mぐらいの津波があったようです。特にこれが噴火湾とか厚岸の湾のところでは波が寄せて引いて寄

せて引いてということ、余計に複雑になってしまい、養殖物を繋いでいるものが絡まって、それが重さで落ちるなどいろいろな被害が出てきています。

それから宮城の名取で津波が押し寄せている映像を、皆さん幾度かご覧になったと思いますが、内陸では6kmほど遡っており、北上川のところでは河口から50km津波が遡っています。北海道でも十勝川で一三km遡っているそうです。そういった意味では、向こうと比べると高さは低いとはいえ、最大5mぐらいの津波が北海道にもきています。

東日本大震災と阪神・淡路大震災、北海道の違いを見ていただく、日本の災害に対する対応力の違いというのがここで見えてきます。例えば名目GDPですが、阪神・淡路の時は四八九兆円、東日本の時は四七九兆円ということで大体同じぐらいですが、基礎的財政収支は今のほうがマイナスが大きいということです。要するに一般会計に占める公債のいろいろな借金、国債等の依存が今は四五・八%、阪神・淡路の時は二二・四%ですから、二倍以上の借金依存型の財政の時に、しかも国と地方の長期財務残高は阪神・淡路の時は三六八兆円、今は八六九兆円ですから五〇〇兆円も借金が増えているということで、GDPは同じくらいですけれども、非常に財政的に厳しい時に震災が起きています。その状況を社会保障関連で見ますと、六五歳以上の方の占める割合というのは、阪神・淡路の時は一四・一%で六十七人に一人だったのが、今は二三・一%で四人に一人です。若い人が少なくて老年寄りが多く、そのために社会保障の給付金が阪神・淡路の時は六〇

兆円だったのですが、今は一〇五兆円ということで、必ずここにお金をかけなくてはいけない。年金とか介護とか医療にかかる部分ですが、それでも、そういった財政的に非常に融通のきかない時に、今回の震災が起きたと。日本の社会が成熟している時、悪い言葉で言えば大分経済が黄昏ている時に、今回の震災が起こったという形になっています。

道内の被害状況

そういった中で、道内の被害がどういう状況だったのかということがあり報道されませんでしたけれども、これは被災直後の様子の絵です。東北と同じようなイメージを持たれると思うのですが、ここに防波堤があつて、ちょっと下が見えませんが船が打ち寄せられ、大きな船から小船含めて相当打ち寄せられています。これは浜中の散布漁港ですが、波が来て底をえぐって土砂を持っており、コンクリートが陥没し漁港の被害が大きくなっています。次は東静内の漁港ですが、船がひっくり返っています。厚岸ではカキが有名で、厚岸湖ではアサリも取れます。これは震災の一年前ですが、ちょうど砂があつて、非常に良いアサリの漁場でしたが、震災がきて一〇日過ぎたところで、もう砂が全部持っていかれ、岩が露出をしているということです。アサリだけでなく砂も土手も含めて、丸きり漁場がなくなってしまった状態です。

オホーツク海の手タテは地撒きといって稚貝は砂に投げて大きくす

るような養殖をしています。噴火湾はホタテのミミのところ、テグスを通してずっと下げていきます。それが寄せて返す波で絡まり、落ちたところです。養殖施設だけではなくて、養殖物の被害も非常に大きかったわけです。厚岸も、カキが同じような形で被害が大きく、水産についてはそれら被害を併せて三三〇億円ほどです。

さらに被害として、今回の震災では原発事故の風評ということで、観光について三ヶ月までの三ヶ月間で観光客の方が二三九万人減少しました。道内、道外ともに自粛している方が多く、海外の方は渡航制限がかかって減少しました。この三ヶ月間で海外客、道内外の方を含めて、被害総額が三三九億円という試算があります。それから輸出では、L1牛乳が減になりました。また水産物では鮭です。中国に鮭を輸出して、中国で加工してEUに持っていくことですが、四月には前年比で九六・五％減。またスケトウについては、韓国に送られている物が多いのですが、これも八六・三％減と大きく減少しています。こういった直接被害に加えて風評被害があります。

北海道の対応

こういった被害に対しての道の対応です。道としては三つの対応をしています。

一つめは災害対策本部を設置して災害の復旧をやっています。二つめは被災県への緊急支援ということで、農協などの方々と一緒に、食

料や水を送り毛布なども送りながら、被災者の受入れをおこなっています。被災者の人的な支援、これはあとで話します。そして先ほど言った支援物資の搬送というようなことをしています。三つめは経済対策で、四月に知事選があったのですが、知事が当選後に、いろいろな経済対策をやっていかなければならないということで経済対策打ち出し、それを国に要望しながら、関係機関との連絡調整をするため事務局が作られ、私はその担当でやってきました。北海道の被災は、東北三県の被災の影に隠れたような形になっていたので、国への要望として、四月に北海道も被災しているのだということと合わせて、北海道が我が国の経済等のバックアップの拠点としていろいろな働きが出来るので、ぜひ使って欲しいというような要請をしています。

六月には復興の方針を作っていくということで、それについて我々は一生涯懸命頑張っていくことを含めて国に提案しています。七月に具体的予算、三次補正を詰めた予算の対応。九月、十一月と、五回に渡って国にいろいろな提案をしてきています。道の予算としては、三月の臨時議会、五月、七月、九月、十一月の第四回定例会ということで、五回に分けながら二二〇億円の道予算をたてています。被災地の復旧・防災の対応・被災地への復興支援にそういうようなことをやっています。

具体的な被災地への支援として、相談窓口を三月に作りました。ひとつには、原発問題を含めて北海道に避難したいという方たちがいて、その方たちを受け入れていかなければいけない。道営住宅なり市町村

と連絡を取りながら市町村営住宅を具体的に集約しながらお貸しする。二年間は家賃を無料にする。一時的に來られる方については、ホテルの宿泊についても、民間の住宅についても斡旋をして、被災地からの一時避難用住宅として用意する。道営と市町村営を合わせて二、一〇〇戸ほどの住宅を確保しました。現在入居されているのが、二七三戸です。一三%ほどですが、北海道で生活する拠点を作っていただくことをやってきました。

道内における被災避難者の受入の六月からのデータですが、福島、宮城、岩手の月間の受入が、福島を中心に、八月には一番多くて三、二〇〇人、その後夏休みで、子どもと一緒に戻るとい方もいましたが、今でも三、〇〇〇人を超える方が北海道に避難をしています。具体的には福島が一、八〇〇人ほど。そのうちいわゆる原発の避難指示区域の方々は五〇〇人ほどで、それ以外は福島市とか伊達市とか二本松などの避難支持区域以外の人たちが、子どもの放射線物質の汚染が心配だということで、奥様と子どもが避難していて旦那さんは向こうに残って仕事をしている、というような方が多くいらっしゃいます。夏休みが終わって戻られている方もいるのですが、また冬に新たにという方もいて三、〇〇〇人程度はずつといるのではないかと思います。宮城が八〇〇人ほど、岩手が一〇〇人ほど。最近では、千葉の柏にホットスポットがあるとか、そういう所からも来ており、そういう人たちが二三〇人ほどいるので、合わせて三、〇〇〇人を超える方がいま北海道にいます。

全道では一〇〇市町村で受入れています。十二月一日現在では三、〇一人ですが、親戚とか知人も多い都市だということもあって、一番が札幌市で一、四〇〇人程います。函館、旭川、釧路、江別を含めて全道一〇〇市町村で受入れております。

現在でも福島の小中学校の四割が、学校の屋外活動を制限しています。放射性物質の汚染で、夏の暑い時でも長袖だったり、長ズボン、マスクをしたりということで外遊びができない。そういう子供たちを市町村やNPOとで連携をしながら、旅費は道が負担するので、北海



道でのびのびと過ごして下さいということで、受入の支援をしています。往復の旅費を支援したのですが、道内各地に三〇団体で二、二七〇人の子どもたちが来ました。来た子供たちは、長袖ではなくて、芝生の上を裸足で歩ける。またプールでも泳げる。水泳も出来る。ということ、ものすごく喜んでいます。そういった人たちが子供たちを中心として、先ほどの受入の三、〇〇〇人とは別に受入をしています。この後も冬のスキーとか、来夏も含めて来られると思います。

支援物資ですが、農業団体の方々ともいろいろ相談をしたところですが、震災の発生当初は、どうやって運ぶのかを含めて非常に混乱しました。まず青森の知事から私どもの知事のところに、食料・水を早急に運んで欲しいと、震災当日に連絡がありました。翌日三月十二日に海上保安庁の巡視船を借りて、食料と水を青森に運びました。それから十日ほどして、道の管轄でRORO船、ほくれん丸のようなトレーラーを載せる船です。それと高速フェリー「なっちゃんRERA号」を使って、燃料や食料、米、水、毛布などを岩手や宮城に運びました。

自衛隊と連絡を取りながら、市町村、農協、企業の協力を得ながら、食料と水を岩手・宮城へということで、一四五の市町村、農協を含めて一六〇の団体からのご支援を頂きながらやってきました。さらに個人でも何とか支援を出来ないかという道民からの熱い思いがあり、個人支援物資の搬送を、各振興局で受付をして、六、一四一名の道民の方々から、カップ麺を五万食、缶詰他、本を四万冊など、これらを東

北の被災地の方々に届けました。さらに市町村や農業団体や企業で、例えばホクレンさんが農産物を運んでいた列車が岩手で止まった、宮城で止まったというのを開放していただいて、被災地にそのまま提供していただいたり、JAグループ北海道でも、LL牛乳を提供して頂くなど、四月いっぱいくらいまで支援物資を送りました。

生活の支援につきましては、三、〇〇〇人を超える方々が北海道にいらしたわけですが、身寄りがない。北海道は遠く離れていて、放射線物質が届かないので安全だということで来られた方々と故郷を結びつけるため「故郷ネット」という登録制度を作りました。十二月七日現在で三、〇〇〇人のうち約二、〇〇〇人の方たちが登録をして、故郷の情報をその方たちにお渡しすると合わせて、故郷の役場に、こういう人たちが来ていますよという情報を届けています。道内には福島・宮城・岩手等のそれぞれの県人会がありますので、そことも連携を図りながらサポートしていけるような取組みをしています。着のみのままで来られたという方が多かったので、余っているテレビや毛布、ストーブ、家電等を譲ってくださいということを、パソコンでネットを通じてマッチングのサイトを開設し、「助けあい北海道」というサイトを設けました。ここでは一八〇件を超えるマッチングで、今ではストーブやこたつなどを含めて被災者の方々に無料で提供しています。また放射能物質の汚染ということで、医療面での相談がいろいろありました。例えば糖尿病で人工透析をしている方の転院の受入を、北海道の厚生病院で集中して受入れたり、福島から来た方については、

体にも付いているかもしれないということで、スクリーニング検査をしました。外部被曝で、二六〇人程検査しましたが、いずれも問題のない数値でした。さらに内部被曝については、がんセンターで、体の中で、どれだけ放射性物質が体に取り込まれているのかを調べました。福島県の被災地から来られた方を一八〇人調べましたが、検出されたのは四割、それも四割の総の方が一〇マイクロシーベルト以下。つまり一年に一ミシーベルト、通算で一〇〇ミシーベルト浴びると、ガン死する確率が〇・五%アップすると言われていますが、一〇マイクロシーベルトですから、一〇〇ミリに比べると一万分の一です。問題のない数値でした。ただそういう心配を持っているというのが、一番の不安なので、そこを解消したいということで検査しました。さらにコミュニティFMと連携しながら、札幌市内の三角山FMなど三つのFM局と連携して、被災地の情報やネットワーク、支援情報の発信などをしました。特に先ほども言ったように、福島を中心に来ている方は、旦那さんをおいて子どもとお母さんだけで来ている方が大変多くて、二つかまどになり、お金を送る父親も大変だという事になって、そういう方々を雇用する対応を作りました。

国の緊急雇用交付金を活用して、道あるいは札幌市を含めた市町村で、緊急雇用の交付金で被災者の方々を雇うような事業を作りました。道庁の計画では七〇人雇うはずが、実際は十一人の被災者しか雇っていませんが、全道では四三人の被災者を雇用しました。この中にも一番みなさんに馴染みが多いのは伊達ですね。亘理（わたり）の農家の

方たちを受け入れて、十人雇っているわけですが、伊達農協の佐藤組合長ともいろいろご相談しましたが、みなさんもお承知の通り、伊達市は宮城の亘理、或いは山元町と姉妹都市になっていまして、元々伊達藩の支藩の亘理藩から伊達に入植しています。伊達もいろいろ野菜を作っていますが、お隣の豊浦に比べるとイチゴは一戸しか作っていない。そこで、亘理の農家、イチゴの一大産地ですけれども、イチゴ農家を集団で受入をするということで、現在六戸十一人の方々に市内の生産施設を提供して、イチゴ生産に係るノウハウを市内の農家の方々に伝承しています。Win-Winの関係にしていこうということで、農家の方々には国の緊急雇用交付金を使って、指導経費ということで一日に一万三、〇〇〇円あまり支払いをしていく。来年はハウスをということで、具体的な事業執行については、伊達市から農協の方に委託しながら、ハウスを二〇棟作って、来年度に向けて、準備を進めていく予定です。

単に被災者の方々を受け入れるだけではなくて、その受け入れた方たちの持っている技術を伊達市に根づかせる事で、伊達も地域の作物に育てていくということでWin-Winの関係にしていこうという形は、被災地の復興にも繋がるし、北海道の活性化にも繋がるということで、我々にとっても応援し甲斐のある事業であり、これからいろいろと応援していきたいと思っています。

人的な支援ということでは、予定を含めて四、四〇〇人の道職員を派遣しています。道の組織というのは道立病院などもあって、お医者

さん・看護師さん・保健婦さん、あるいは児童福祉士の方や、建設の関係では、整備士とか農業土木とか水道とか溶接など色々な技術を持っている方がいます。ちなみに私も畜産職という職種で入って、家畜人工授精士という資格を持っています。行政の中では、技師ではなくてサギシといって言っていますけれど、(笑)それとは違い、ちゃんとした技師、医療とか技術職の人たちを二六六人派遣しています。事務職も八〇〇人ほど行っています。これは岩手とか宮城など現地の避難所の運営のお手伝いです。うちの職員もずいぶん行っているのですが、腐敗臭や余震とかで本当に大変でしたが、心に詰まるものがあったということです。公安職というのは道警です。道警はやはり人数が多いですね。三、八〇〇人からの人が行っています。

今までは避難所の運営でよかったのですが、これからは復興に向けての技術的な対応ということで、これらについてはまだまだ長くかかるのではないかと思います。例えば農業でいえば、除塩、塩抜き。除染、放射線物質の洗浄。基盤整備も絶対に欠かせません。そういったことについてはこれからまだいろいろやっていかなければならないだろうと思います。

北海道経済への影響

経済対策につきましては、「北海道経済への影響対策」と「東北地方・首都圏等への貢献」の二つの目標を柱に取り組んでいます。北海道

済への影響対策としては、北海道の企業に対する震災の影響はどうだったのかということで、八月に道内企業二、一〇〇社に対してアンケートを実施したのがその結果です。「影響有り」と八一%の企業から返答がありました。農業でもたとえば、包装用の資材が無くなったとか、或いは、物流がだめになって出荷ができなくなった、逆に入ってこなくなったとか、ということがあったと思います。業種別の具体的な数値では九六%の企業に影響があり、一番影響が大きかったのが宿泊業・飲食業で、キャンセルやお客さんが来なくなったということ。また、運輸業・バスやトラック等が九一%。旅行業や娯楽業が八六%では非常に影響があったという結果が出ました。

影響の内容は、自粛などによる売上減少が一番多くて七四%。二番目が受注減少・キャンセルで六八%です。ただ逆に建築業やリース業は売上が増えたが二六%でした。それから調達が困難になった・受注量が遅延した二九%、仕入コストが高くなった二二%というのが上位五つです。

このような状況のもとで道としての対応ですが、当時三月十一日以来、三月ということにいらっしゃる皆様も、四月に向けた職場の歓送迎会があったと思いますが、軒並み自粛で、「旅行なんかとてもじゃないけれどこんな時期には行けない。」という話もありました。これらの自粛が旅行・飲食等にもすごく大きな影響を及ぼしているということで、こういったイベントあるいは会議、送別会などの過度な自粛というのは、東北地方の支援にも水を差してしまうということ

で、ひと月経った時に、知事がコメントを出して、みんなが普通の生活をするのが復興にも繋がる。日常を取り戻そうということで、いろいろな媒体を通じて消費者のマインドの喚起を呼びかけました。

本道観光の状況

観光が放射性物質の汚染でピタッと客足が止まったので、道民の方々に道内で観光をして下さいという取り組みをしたり、北海道の中学校の修学旅行では、札幌の場合は東北に行くことが多いが、東北には震災でなかなか行けないので、道東とか道南に行くって下さいといういろいろな働きかけをして、修学旅行の道内誘致等を行いました。また道外に向けてのプロモーションということで、旅行観光については、東京の方で計画停電があって、夏の暑い中で冷房を切らなくてはならないことが予想されたので、涼しい北海道で夏に長期滞在をして欲しいというキャンペーンをやりました。それで今年はニセコのコンドミニアムや釧路などでもずっと長期滞在の客が多かったと聞いています。さらに国外では、いろいろなメディアを使いながらプロモーションを実施し、知事や副知事が五月には中国、一〇月には台湾、今日から上海に行っています。そのように直接行ってモニタリング情報を提供しながら、安心ですよということを伝え、来ていただくように働きかけをしています。

情報発信では、いろいろなモニタリング調査を実施して、それを英

語・韓国語・中国語・台湾語・ロシア語など各国の言葉に翻訳して掲載をして、北海道は安全だということで、どうしても世界地図で見ると、福島と北海道はほとんど近くに見えてしまっていて、危ないのではないかという心配が非常に多かったのですが、たび重なるPRの結果、今はまだ韓国と中国からのお客さんは少ないですが、台湾・香港等については、ほぼ戻ってきています。十一月の千歳空港の外国人の入国者数は、震災以降初めて前年を上回ったということです。

外国人入国者数は三月、四月には前年度比で二二%、八割減になりましたが、五月は三七%、六月は六三%、七月は六七%と上げてきています。十一月十二月、そして中国は一月から二月にかけては旧正月で、春節といわれるその時期には回復してもらえるようにということで、いろいろなモニターツアーもやりながら、観光客全体の数も八月には九五%くらいまで回復し、宿泊の実績も九〇%台になりました。ただホテルはお客さんがあまり来なくなったので、宿泊料金を下げています。旅行業の方にとっては非常に苦しい。最近では超円高が続いて、そういった形でも外国人のお客さんが戻ってきてつつあるけれども、その影響が最近また出てきているというような状況です。こういったお客様を呼び戻していくためにも、正確な情報を解りやすく伝えて、北海道は安全なのだというのを伝えたいということで、モニタリングをしています。

現在道では大気の放射線モニタリングを、泊原発周辺など二二カ所で測定していますが、その他に各振興局と札幌圏衛生研究所、全道

で有名な観光地一六カ所で調査しており、トータルで五〇カ所ほどのモニタリングをしています。さらに飲む水についても、水道水を全道で五カ所。福島原発の汚染水が海に流れたということで、それについていろいろな話もあったので、海水もやっております。さらに海水浴場も調べました。ブルーム（放射性物質の塵）が落ちてきて汚染されていないかということで、降下物についてもずっと連続して衛生研究所で調べています。

さらに農業の関係では、大気だけではなく土壌にセシウムが付着すると、土壌のコロイドと結びついて、離れなくなることと、土壌分析を道内農業試験場の七地点で四週間に一回実施するのに合わせて、水田も三地点、玄米・稲わらについても調べておりますが、いずれも問題はありません。

水産物については、三〇種類程調べていまして、調べた内容については、グーグルマップで、漁獲場所を、お知らせをするような形になっています。当初はデータだけ載せていたのですが地図で載せない距離感がわからない、また、あえて載せて福島からここは離れているということも合わせて知ってもらおうと、毎日の状況をデータを見せながら、カーソルを当てるとその地域の過去の情報も全部分かるというような形にして、「問題ない」ことがわかるよう、「平常レベルで推移しています」と書いてあります。三週間ぐらい前になりますか、名大とか東大の先生たちがシミュレーションで、道東にも二五〇ベクレルぐらいの汚染があった可能性があると公表され、その情報はあ

かも実測値のような誤った印象を与えましたが、改めて詳しく調べて問題ないということが判明しております。

この後も原発事故の収束には廃炉まで何十年かかり、セシウムの半減期については三〇年と言われています。そういったモニタリングの情報については、さらにわかりやすくしました。たとえば中国語であれば、ここに中国のデータを貼付けて、そこから中国の情報も取れます。同様に台湾・香港のデータにもリンクしている。それと比べると北海道はかえって数字が低いんで「あ、そこ比べても全然大丈夫なんだ」ということを、外国人も含めて理解いただけるよう、モニタリングについては今後とも、一生懸命やっていきたいなと思っております。

北海道の検査体制

また、北海道の放射能の検査体制ですが、札幌市の道立衛生研究所には、一台二千万円するゲルマニウム半導体検出器が現在二台あります。核物質ごとに非常に細かく測れる機械です。それを年度末までに更新を含めて四台になりますが、モニタリングをします。

農業関係の方であればご承知のように、今回の牛肉や福島の米の問題で、検査機器が足りないという問題がありました。たとえば北海道では、モニタリングをして、安心・安全だと重々わかっていますが、何かあった場合に体制を整えていないと、道立衛生研究所の機械だけ

では大変なことになってしまいます。道立保健所、センター保健所という中心となる保健所、地域別に一〇カ所の保健所がございます。ここにスクリーニング、一次検査用の検査機器ということで、ベクレルモニターを配置します。これはセシウムとか、物質の種類はわからないんですが、ベクレル数はわかるというものですけれども、百万円はする、結構高い機械を年内に入れます。そして何かあった場合、北海道が汚染されるというよりは、外の汚染で入ってきた場合の対応として、ここで一次検査をして、そこで問題があれば道立衛生研究所で正式に検査をするというように、万が一の場合でも体制を整えようということです。くどいようですが、北海道は絶対安全だと思っていますけれども、こういう一次検査体制、二次検査体制、モニタリングについてはここできちんとやる。そういった汚染の懸念がある場合については、この中でやっていくというような形に整えたいと今準備をしています。

また、民間検査は、北海道薬剤師会・(株)札幌中央市場検査センターがオープンしています。さらにこの他に、三月末になると思いますけれども、二四時間、空間放射線量が測れ監視できるモニタリングポストを全道九箇所に配置します。まず空気に汚染の状況がきますが、それがリアルタイムでわかるようにし、万が一の対応ができるような体制を作ろうと考えています。

生産に資する産業基盤ということで、一番被害が大きかったのは漁業という話をしましたけれども、漁業については国の第三次補正まで

を使いながら、復旧に向けてほぼ目処がつきつつあるところです。それから、農水産業の風評被害に対する対応について。私どもとしてはわが国が各国と交渉した対応に基づいて、産地の証明書を発行して、「北海道のものは安全なんだ」ということで、産地証明については十一月現在で八三件、加工食品は三六〇件、水産加工品については五〇〇件を超えているということで、千件弱の発行をしながら、安全な北海道で作られたものだという証明書を発行しております。

さらに中小企業対策として経営・金融相談室を設置したほか、震災等関連特別貸付制度を創設するなど金融支援を行っており、十一月の補償承諾ベースで一、七〇〇件弱、今三三六億円の資金を貸付けてい



ます。

東北、そして関東の企業が被災されて復興の時に、地場で物が足りなくなります。その際に、北海道の企業の供給するものを使ってくださいということ、私どもの事業として、盛岡・仙台・茨城・東京で企業のOBなどの人たちを推進員として雇い、道内の中小企業にも「復興に貢献したい企業の方、手を上げてください」ということで、一七九件の企業に手を上げていただいています。「ここではこんなお手伝いができる、こんなものを供給できる」ということで、そういうものが欲しいかとマッチングをして、受発注支援をしています。中小企業の団体のところに、推進員を置きながら、企業回りをしていただいて受付けをしています。十一月末現在で東北地方では二五件、関東では一六九件の結びつきをしています。東北で復興のためのいろいろな公共事業が展開されるわけですが、これをさらに発展させていきながら、そういった形にも結び付けられるように相談窓口を作りながら、東北の被災されたところに一時避難していただいたり、首都圏で電力制限等がある場合について同じように来ていただいたり、あるいは夏場だけでも来ていただくというようなことを、今やっています。

リスク分散

それから、建設資材等の需給アンバランスへの対応ということで、業界を交えた打ち合わせを行っています。そういう中で、私どもだけ

じゃないんですけれども、北海道が産業活動にバックアップということで、日本の復興に向けていろんなバックアップをやっていると考えています。そのためにも被災を受けた企業の方々が、こういうことを考えられているのか、八月に首都圏と東北の企業を中心に二、二〇〇社にリスクの分散を考えているかどうかアンケートをしました。その結果「もう検討は済んでいる」というのが二六%、「今検討している」というのが三六%、「これから検討していこう」というのが一七%。リスク分散として何らかの機能をどこかに持っていきたいと考えているのが、今後という部分も入れると約八割の企業がこうした検討をしています。

では、具体的に「どんな機能の分散を考えているか」ということで、引き続きアンケートをしたんですが、「事業拠点、データセンターを分散しようと思っている」というのが一番多くて四〇%、部品の供給等を含めた「サプライチェーンの調達先を分散化しよう」と考えているのが三三%、さらに「本社機能と生産機能」というのが二〇%ありました。

特にサプライチェーンについて日本車を例にとると、一台に部品が三万点ぐらいあります。そのうち、たとえばプリウスが一番賢い車だそうですが、プリウスはいわゆる電子センサーが一台に一〇〇基、マイコンが七〇基付いているんです。その電子部品というのは、前はピラミッド型と言って、本社があって下請けがあって、二次下請け、三次下請けという形になっていると思われていたのですが、いざ被災を

受けてみるとそうではなく、その電子部品を作っているのは、茨城のひたちなかにある世界の四割のマイコン生産をしているルネサスエレクトロニクス社が一手に引き受けていたのです。ここが被災し、日本の車だけではなくて世界中の車の生産が滞ってしまったということがあります。日本ではトヨタ・日産・ホンダでも使っています。日本の下請けというのは、たくさん数があると思っていたら、トップも少なく、下請けになればもっと少なくなります。その下請けが被災すれば、車そのものがだめになってしまう。今はそういう一次、二次、三次、四次という下請け構造が、ピラミッド型ではなく、ダイヤモンド型になっており、そこをなんとかしなないとだめなわけです。

たとえば農業の関係でも、乳製品の会社の方々は、包材メーカーが栃木とか茨城、福島にあって、そこが被災して、日本中の包材メーカーの包材がなかなか集まらなかったという事ですけれども、被災地に拠点を持っている会社、部品メーカーが五〇〇社、そのうち三〇〇社が被災を受けました。こういうところを部品でどれだけあるかずっと追っていくと、みんな重なっている。これはどうにかしなくてはいけない。そこで、サプライチェーンを見直すということです。私どもも期待を持って聞いたのですけれども、今、「分散先として、どこを考えていますか」ということで、北海道というのがたくさんあればいいなと思ったのですが、四％しかない。一番多かったのは、場所であれば関東、同じ関東の別なところで海側でないところ、それから関東以外では近畿。地続きだし、東京で地震があっても同時期一緒に

近畿で起こらないということで二〇％、海外が十一％、北海道は四％ということで、関西に比べると負けている。これは八月に調査をしたので、今は、ちょっと違うのかもしれませんが。また、「企業の分散をする際にはどういうことを重視しますか」というアンケートに一番多かったのは、地震の後なので地震のリスクということで五八％、そして交通アクセスが四一％、電力が三六％、それから情報通信関係が三六％。地震がなくてアクセスも良くて、電力もあつて情報も取りやすいというようなことです。

事業継続計画（BCP）とは

皆様、BCPというようなことを聞かれたことがあるかもしれません。これは、「事業継続計画 business continuity plan」といって、何か災害、あるいは突発的なことがあっても、自分のところの業務の何を優先していくのか、そのためにはどういう準備をしたらいいのかという事業継続計画を、アメリカの「9・11テロ」のときから認識されてきて、自分のところで予め計画を作っておくことです。たとえば北海道庁であれば道民の方々の安全・安心、災害状況の情報を知らせることが一番だと思いますが、そういうことをちゃんと準備しておこうとすることです。災害があつて何も準備してないと、どんと深みに落ちて、復旧するまでに時間がかかってしまいます。いろんな不足対応を含めて、計画的に準備をしておく、戻りが早くなる。そういう事

業を継続させるプラン、すなわちBCPを作ることはよって、いろんな頭の体操することになります。今いろんな組織の間で注目されています。

そのBCPについてアンケートで聞きましたが、「やっていて、既に策定をしている」が三四%、「今回の震災を契機に検討している」が二六%です。合せて六〇%。それから「今は検討していないけれども、今後早めに行っていきたい」というのは三〇%でトータル九〇%の企業が作っている、あるいは今後作っていきたいというようなところで動いております。今回の震災というのは、そういう何かあった場合の頭の体操というのをやっておくことが、復興を早期に対処するために非常に必要だと考えています。

防災計画との関連ということですが、防災計画については、安全という視点が中心ですが、BCPについては、どういう事業を優先して、そのためにはどうしたらいいかということも含めて、どのような事業を継続していくのかというものです。優先していく事業、続けていくためのマニュアル作りというのは、先ほど部品メーカーの話をしましたけれども、部品を供給してもらったり届けるという相手方との連携についても、非常に重要になってきます。

バックアップ拠点構想

次に、被災した企業や首都圏で営業する企業に対して、「これから

首都も直下型地震があるのであれば北海道に来てください」、「震災を受けたのであれば北海道にも一時的に来ませんか?」、「その時はこのような措置もあります」など、道内移転に対して補助制度を用意しております。額的にはマックス二五〇万円、IT産業で一〇〇万円と少額ですが、そういう補助を付けながら振興条例で、投資額の四八%、一人あたり雇用分の五〇万円という補助もやっています。その結果、現在一七の企業が北海道に立地済み、あるいは立地を決めました。具体的には東北で被災されたところが、食品では札幌市に武蔵野フーズ、ケーヤードは根室で造船を、タニコーは岩見沢市で厨房機器を造っています。

それから首都圏からリスクの分散ということで、たとえばデータセンターについては、先月十一月に、石狩にさくらインターネットという大手のデータセンターが来られました。データセンターはコンピュータを使うので、かなりの熱が発生します。その温度管理が北海道は涼しいので四割も電力コストを軽減できるということで、日本電気、NTTコムウェアが立地しています。また、携帯電話のゲームデータなど担っているソフトウェア会社等。中京圏からもリスク分散ということで、世界シェアの五〇%持っているマニエアルトランスミッシン

また、これまでの就農相談件数については二九件ということで、農業従事者から一〇件、会社等に勤務している方々から一九件の相談がきています。農業の場合については、どうしてもいずれば地元に戻り

たいということで法人への就農が主体で、六人の方々が法人で就農されています。このほかにも就農支援としてリクルートと連携したり、新・農業人フェアを仙台で開催しております。

今後、首都圏の直下型地震等を含めて、いろいろな災害が高い確率で起きると言われています。そのときにバックアップの機能を北海道に持っていたことで、日本のいろんなリスク分散につながるとして検討を進めています。現在六つのバックアップ機能を検討しており、食料、水の安定供給、備蓄とか供給体制ということで、雪や氷等の冷温のエネルギーを使いながら生産をして、そして備蓄をする。そして何かあった場合には日本海側にも太平洋側にも港もあるし、空港も北海道にも十数カ所あるということで、そういったものを利用・組み合わせ、エネルギーの安定供給をしようということです。北海道は風力、光、熱、太陽等含めたいろいろな再生可能エネルギーの宝庫なわけですが、そういったものを安定供給していこうと。それから、私どものやっている国内分散型の産業活動の拠点形成ということで、首都圏のオフィス、あるいは生産拠点を北海道に持ってきていただく。あるいはデータセンターをそのまま持ってきていただいて、北海道の冷涼な気候を生かしていただくというようなことです。

それから居住・滞在の場の提供として生活で被災地の方々、今こちらにいらっしゃっていますけれども、一時避難の場として使っていたきたい。さらに行政機能の継続性の確保として、国のいろんなデータも含めた機能の移転、被災地への緊急的支援ということで、緊急物

資の備蓄とか供給をします。先ほど言ったように、北海道には日本海側でも太平洋側でも港もありますし、空港もある。このあと新幹線もつながるといことも含めて、そういったものを生かしながら日本のバックアップ拠点として貢献していきたいなと思っております。

国は現在、一次補正、二次補正、そして三次補正ということで、そのうち震災対応については、九兆二千億になっておりまして、さらに四次補正で二兆五千億をと聞いています。このあと二四年度予算では、復旧復興予算については三兆円と聞いております。

今後の懸念は政局の動きです。先ほどの理事長のご挨拶にありましたが、TPPがだめになってもFTAというのが今、韓国、豪州との再開とか、EUとかカナダを含めていろんなことが言われています。そういったものが、どういうふうに影響するのか。それから税と社会保障で、消費税が上がるとか言われていますけれども、それがどういう関係になるのか。次が原発事故。冷温停止が見込めそうだと聞いていますけれども、放射性物質については、先ほど言ったようにセシウムの半減期は三〇年とされています。また廃炉になるまでに少なくとも数十年かかると言われていますけれども、それまでの間にどんな対応が出てくるのか。私たちもいろいろやりながら、しっかりと対応したいと思っています。特に食物の汚染というのは、いろんな努力をしていく必要があります。今後不安は出てくると思います。先日粉ミルクで出ましたけれども、まだいろいろ出てくるだろうと思います。

それから電力の動向。北海道を含めて原発についてはこの後、全国的になくなっていくという形になるのか。さらに超円高の経済対応ということで、七〇円後半になっていきますけれども、日本は必ずしも景気がいいわけではないのに、円が非常に高いというのは、ギリシャの対応がイタリアに飛び火をして、ヨーロッパ中が今大変な状況になってきており、アメリカの大統領選挙、中国の動向も気になるしということ、そういったものが円に影響を及ぼしているわけです。そういったことを注視しながら、しっかり対応していかなければならない



と思います。

大震災から学ぶこと

その中で最後に、今回震災から学ぶことということで、想定外の想定と書きましたが、行政とか皆さんたちの団体、たとえば農協なんかでも、新規就農を目指すご夫婦の方々には、何があっても大丈夫なように二年間ぐらいのお金はちゃんと持っていたほうがいいよみたいなことを言っています。組織も何かあったときのためにどうしたらいいか、BCPの話をしましたが、そういったことをしっかり考えていかなければならないと思います。

道でも防災対応で、テレビ会議システムとか、防災対応が出来るような部屋を持っているのですが、耐震構造になっていないので、道庁の庁舎そのものが震度六弱の地震でつぶれると言われているんですね。そこで今、裏の別館ですけれども、そこに新しいそういう場所を作って、テレビ会議システムを作り衛星電話を使って、対策を進めようとしています。何を守って、どこで何をするのか。それぞれみなさんたちも同じような工夫を凝らすと思いますが、頭の体操、震災などがあつた場合に何をどうするのか、そのためにはどういう事をやればいいか、いやいけないのか。そういうことを自分たちなりのBCPを作っていかなければならない。今まで想定外で考えてなかったことを含めて、考えていかなくてはいいじゃないだろうと思います。

二つ目は安全の追求と情報発信。原子力について、今回瓦礫の受け入れのことが出る度に、全国からも何百件という「瓦礫を受け入れるんですか」という問い合わせが来たりするわけですが、そういう意味では逆に安全安心で、食料供給が出来る北海道という非常に大きな期待があるのは事実です。ここは程度問題というところも含めて価値観が分かれるところでですけど、モニタリング等の情報も含めて積極的な情報を発信して、悪い情報も含めて発信していかねばいけないと思います。例えば一〇年前にBSEがあった時に、一次検査でもしかしたらという時に、それは出さないほうがいいのではないかと議論があったんです。道としては議論をした中で一次情報から出して、二次検査で正式にということをやったんですけども、分かった段階で情報を出していくということは、良い情報も悪い情報も含めて必要なのではないかと思っています。

三つ目には北海道の価値・能力ということで、北海道の強さというのは例えば、農業でいえば、高い技術を農家の方が持っていたり土壌とか気候、寒暖の差というのは美味しい農作物を作る。道庁でいえば試験場で技術を開発して、普及指導員の方がそれを熱心に展開して、農家の方がいろんな試行錯誤をしながら受け入れる。農業団体といういろんな連携をとりながら、そういったことを進めているというのが強さだと思いますけれども、逆に弱くなっている部分もあります。強さを伸ばして弱みはどうするのかということをやよりはつきりとつかむことが必要になっています。

四つ目にはNPOや民間との連携ということで、行政として今回震災の対応でNPOの人達、民間の対応というのはものすごくフレキシブルに支援をされており、私どもの行政というのは、基本的に現地から求められなければ入れないという形だったんですけども、現地がものすごく混乱してしまうと要請がないんですね。そういった中でNPOとか民間の方は、いとも軽く入って自分たちのできることをやっている。そういった人たちと連携をしていくというのがこれからの行政のあり方の一つなのかなと思います。特にネットとか携帯の力というのは、ものすごく力があるなと思います。この中でスマホを使いこなしている方々というのはまだあまりいらっしやらないと思いますけれども、ああいったことを上手く使いながらNPOとか民間の方々の力を早く生かすというのが必要だなと思っています。

農業分野では北海道にもものすごく大きな期待があります。食料備蓄や生産等を含めたバックアップということで検討していますが、観光も農業と同様に北海道の基幹産業だといわれています。しかし観光も農業があつてこそ景観や食べものの要求に応えることができます。そういった意味で、北海道の経済を牽引する産業は農業だと思います。そこでいろいろな想定外のことも含めて想定していただきながら、ぜひこの北海道の力を最大限に発揮していただいて、私も微力ながらそういったところをいろいろとお手伝いしていきたいなと思っております。予定していた時間を過ぎましたので、終わらせていただきます。

(拍手)

質 疑 応 答

黒 河 土屋室長、大変貴重なお話をありがとうございました。
若干の時間ですけれども、フロアの皆様からご質問、あるいはご意見をいただきたいと思います。どうぞ挙手をお願いしたいと思います。

いろいろな分野で支援をしなければいけなかったという支援体制の全容を土屋室長から報告していただきましたが、私の関心としては、やはり農業を中心にして考えておりました。巨理藩から北海道伊達市に避難していらっしゃる方々の今後の可能性について、北海道と東北がもう少し行き来できるような体制が、これを機にできないかなと考えております。就農支援の対策の關係で言いますと、北海道に避難してきてもいずれは帰りたいという話でちよつとがっかりしたんですけれども、その辺の可能性・北海道側の受入条件・体制などについて、農業開発公社の青山担い手本部長のほうからご意見をいただきたいのですが、青山さんよろしくお願いします。

青 山 この震災の関連では、私共も現地へ行ったりいろいろな相談を受けています。ただ、つくづく感じるんですが、やはり農業者というのは土に根ざしているなという気持ちがあるんです。いろ



いろとお話はきますけれども、最後はやはり復興するまでの間ではないだろうかということで、道内の市町村の皆さんは、地元根付くのなら支援できるんだけどというお話で、その辺がなかなかニーズが一致しないかなと思っています。

もう一つは、当然だと思うんですが、被災をされた県はそれぞれ自分達のところではいかに人を離さないかということに一生懸命です。福島県は、浜通りという所が津波と原発の被害を受けているんですけれども、浜通りの人たちができれば二本松とか福島市とか郡山とかの中通りに、中通りがダメだったら会津のほうに基本的に誘導したいというお考えのようです。いずれにしても、最後に決めるのは農業者の方たちなので、そういう方達の希望が私どもに寄せられれば、道内の市町村と協力しながら支援をしたいと思っていますが、残念ながら被災された方が道内で就農されたという事例はほとんど

ありません。ただ今後、津波の被害地域の土地利用計画等が進んだり、もしくは除染等の作業が進んだ年明け以降にまた新たな動きが出てくるのかとの感じを私は受けています。

黒 河 農業との関連で、被災地から北海道に移住するみたいな、あるいは北海道で土地を求めたいというような可能性のお話は、土屋室長としてはどのように捉えていらっしゃいますか。

土 屋 今、青山さんがおっしゃったように、実際に農業をやっている方の方は条件が整えば戻りたいという感じだと思っております。ですから一時的に来られるという方がほとんどだと思うので、仮にあったとしても法人での就農が主体になると思います。ただ、原発の周辺地域は結構な農業地帯なんです、半径何十キロ圏は除染をしたとしてもこれからも相当長い間、人が住める環境にはないのではとされています。そういう状況になった時に、ではどうなのか。福島の内陸へ行くのか、あるいは宮城・山形へ行くのか、あるいは畜産の関係でしたら北海道という方もいらっしゃるかも知れません。それはその後の状況がはっきりしてから話であり、今はまだ戻るといことが主体で、一時的というふうに考えていらっしゃるようです。戻れないという事態が生じた場合にはどうなのかというのはこれからのことです。

そのときは担い手センターという窓口がしっかりあるわけですので、市町村も農協も会員になっているので、その窓口機能をしっかりと生かして連携しながらやっていきたいと思っています。

黒 河 ありがとうございます。話は変わりますが、北海道の放射能等の検査体制について、先ほどの話からいえば、まあまあ安心したと私は受け取ったんですがそれでもスポット的に出てしまうという可能性が拭えないと思うんです。先ほどの話にありました検査体制というのは、緊急にこのような体制をとったのではなくて、常日頃からずっと北海道の体制としてはあるんだと私は理解しているんですけども、今回の原発を受けて、機能を拡充するというような体制づくりというのは、今後道として何か考えていらっしゃるかどうか、お聞きしたいのですが。

土 屋 放射性物質のモニタリング調査、原発事故の前からやっているのは、泊の周辺の二二カ所と、大気であれば衛生研究所と利尻島の分は前からやっています。水道水についても衛生研究所で前からやっています。降下物も前からやっています。大気・水それから降下物は五〇年ぐらいの歴史があります。そもそもソビエト・アメリカ・中国の核実験が一九七〇年ぐらいまであったんですけれども、そういった事のためにモニタリングをずっとしてきているわけ

です。それ以外のものについては、今回の事故を契機に新しくやり始めたんです。例えば水質とか土壌などは、いろいろな対応が出る度にその数を増やしています。黒河先生がおっしゃったようなスポットというのは、五〇年間やってきた経過も踏まえて考えると、専門家ともいろいろ話をしましたが、あれは放射性物質で三月一四〜一五日ぐらいにかけて水素爆発があったり、ペントをやったりということ、放射性物質を含んだ塵がブルームという現象でそれが漂って、それが雨とか雪で落ちたのがスポットになっているんです。青森とか岩手等のデータも見ての結果ですけども、そのブルームは今回北海道には絶対に来ていないだろうと。ですから放射性物質等のホットスポットは道内には、一〇〇%ないとは言いが切れないが、おそらくないだろうと専門家の方はおっしゃっています。

今回の震災に伴う原発事故以来、大気とかも含めていろいろなことが、この後の状況を踏まえて検査態勢を増やす可能性はあるとは思いますが。逆にもう落ち着いたので減らしてもよいのではないかと思います。逆にもう落ち着いたので減らしてもよいのではないかと思います。原発事故そのものが冷温停止状態になってきているので、これから新たにどうのこうのという話になるわけではないのではないかと。ただいろいろな心配の部分はあるので、そういった対応については、その状況を見ながらやっていきたいと思っています。



黒河 ありがとうございます。私ばかり質問してしまつて申し訳ありませんけれども、何かございますでしょうか。はい、どうぞ。

津島 地域農研の現地モニターの津島と申します。今日、もっとも注目すべきキーワードは「想定外」という言葉だと思っています。

ここに東北の方がいたら本当に申し訳ないと思うのですが、イタリアでは津波があった所にはもう二度と住めないように法律で決めて、高台以外住居として認めないとされているようです。しかし最近の日本を見ていると、復興後の定住地について、元の海岸ぶちの平坦地がやはり便利なので商店だけならよいだとか、どうもこれほど思い知らされた「想定外」が怪しくなっているように思います。

これは非常に微妙な問題があるからかも知

れないんですけれども、地域産業振興のために、是非とも北海道へお越しく下さいという誘致運動をそろそろ積極的に行ってもよいのではないかと思います。それであれば本当にそのまま働けない避難民の人たちが出たりするのではないかと案じられます。多分彼らにすれば、そこに住むことしか今まで考えたことがなかったので、震災が起きて「じゃあ北海道へ」なんてイメージがないので、北海道に行きたいと思うわけがないからです。

北海道の人が北海道の良さをPRしたり、北海道に来られたらこういう条件がありますよというのを、充分吟味した上で問題がなければ強烈にPRしていったら、農林漁業の生産のみならず加工までも北海道でやったらどうかという声もありますし、あるいは各種の部品を製造する企業誘致というのも、積極的に行っていたらいかがかなと思います。

黒河 土屋室長が報告の最後に提示されましたバックアップ拠点構想というのは、広い領域について要領よく整理されたのですが、今のご意見はさらに積極的に農業についてのバックアップ機能というものもPRしたらどうかというご意見だと思います。もちろん反対ではないと思いますけれども、ご意見をいただきたいと思えます。

土屋 元々北海道は百数十年前に、僕らの先祖の方々が来られて開拓して今の北海道を築いてきたところであり、それぞれの母村などのお役に立ちたい、あるいは一緒にやりたいという気持があるわけです。そこで北海道にいらしてくださいというバックアップについては、食料の備蓄だけではなくて、いま6次産業化とかいろいろ言われて食料の加工などの会社誘致の動きもありますので、北海道が日本の農水産業の生産基地としての礎をさらに強化するためにも、そういったことも含めて積極的な対応をしたいと思えます。

黒河 どうもありがとうございます。それではそろそろ時間が参りましたので、この辺で締めさせていただきますと存じます。ご講演いただきました土屋室長、大変ありがとうございます。心から御礼申し上げます。

さて、北海道地域農業研究所では、北海道の農業振興のために、本日開催しました研修会をはじめ各種の事業を行っております。今後とも北海道農業と農村の一層の振興のために、精力的に各種事業を展開していく所存でございます。今後ともよろしくご指導・ご鞭撻いただけますよう、改めて皆様方をお願い申し上げます。本日の農業総合研修会を終了させていただきます。どうもありがとうございます。（拍手）

協同組合の今日的存在意義と展開方向(4) 二〇一二国際協同組合年と協同組合運動の展開方向

東京農業大学 名誉教授 白石正彦

1. 二〇一二国際協同組合年と国内外の取り組み動向

二〇一一年一〇月三十一日に国連本部で「二〇一二国際協同組合年」の開始（キックオフ）が正式に宣言された。また、十一月一六日には国際協同組合同盟（ICA）の総会で「二〇一二国際協同組合年」の開始を宣言し、日本では、東京の国連大学で二〇一二一年一月二三日に「第三回二〇一二国際協同組合年全国実行委員会」と「国際協同組合年キックオフイベント」『協同組合がよりよい社会を築きます』フォーラム」が開催される。

表－1 2012国際協同組合年全国実行委員会の活動の基本的目標

①社会・経済に対する協同組合の貢献についての認知度の向上
②協同組合の発展
③協同組合政策・制度の整備
④東日本大震災からの復旧・復興

注：2012国際協同組合年全国実行委員会の資料による。

二〇一二国際協同組合年全国実行委員会は、活動の基本的目標として、表1のように①社会・経済に対する協同組合の貢献についての認知度の向上、②協同組合の発展、③協同組合政策・制度の整備、④東日本大震災からの復旧・復興の四つを明示している。すなわち、これらの四つの基本的目標を結びつけて取り組む必要がある。

日本の協同組合は、表12のように

白石正彦(しらいし まさひこ)氏



【専門】

農業経済学、協同組合論、食料政策論
九州大学大学院修了（博士（農学））

【公職等】

英国・オックスフォード大学客員研究員、東京農業大学
教授、ICA 協同組合原則・宣言検討委員、ドイツ・マール
ブルク大学客員教授、日本協同組合学会会長、全国農
業協同組合中央会「JA 経営マスターコース」コーディネーター等を歴任。

現在、家の光協会家の光文化賞審査委員、中国・青島農
業大学合作社学院客員教授

東京農業大学総合研究所農協研究部会会長

東京農業大学名誉教授

2012国際協同組合年全国実行委員会実行委員等に就任。

【主な著書】

『協同組合の国際化と地域化』（監修・共著）

『農業の基本法制』（共著）

『地域産業の振興と経済―農・工・商複合化政策―』（共編著）

『新原則時代の協同組合』（監修・共著）

『フードシステムの展開と政策の役割』（共編著、農林統計協会）

『農と食の現段階と展望』（共監修・著）

『食料環境経済学を学ぶ』（共著）

『地産地消と循環型農業』（監修） など

二〇〇九年三月末で、組合数が三万六千、組合員数が延べ八、〇一六万六千人、職員数が六万四千人と、延べ組合員数は総人口（一億二、五八三万一千人）の六二・五％を占めている。日本の人口の半分以上が協同組合のメンバーでありながら、協同組合法制が職能別に異なり、政策面で各省庁の影響力が強いいため協同組合間の連携が不十分であり、認知度も高くない。

しかし、国際協同組合年を契機に、各都道府県段階でこれらの

表－2 日本における主な協同組合の組合数、組合員数および職員数（2009年3月末）

	組合数	組合員数(千人)	職員数（千人）
農業協同組合	770	9,401	224
漁業協同組合	1,092	362	13
森林組合	711	1,575	7
生活協同組合	612	25,320	53
大学生協	228	1,509	2
医療福祉生協	117	2,680	30
全労済	58	13,900	4
労働者協同組合	66	47	11
労働金庫	13	10,058	11
中小企業組合	32,384	2,305	156
信用組合	162	3,698	22
信用金庫	279	9,311	111
計	36,492	80,166	644

注：1）一部数値は推定を含む。組合員数は延べ人数である。

2）農業協同組合の数値は総合農協。

3）漁業協同組合の数値は沿海地区出資漁協。

4）農林水産省『総合農協統計表』等に基づき作成。

協同組合が横断的に活動するための実行委員会が結成されつつある。例えば、東日本大震災と原発事故からの復旧・復興に取り組んでいる福島県では、二〇一一年二月八日に「二〇一二国際協同組合年福島県実行委員会」が結成され、記念シンポジウムが四〇〇人規模で開催されている。同実行委員長、副委員長、監事などの役員には、福島大学副学長、福島県農協中央会会長、福島県漁協連合会理事長、福島県森林組合連合会会長、福島県生協連合会会長、福島県中小企業団体中央会会長、福島県酪農協組合長、JA福島県青年連盟委員長等で構成され横断的な連携が図られている。¹⁾

同実行委員会の規約二条には「…協同組合の価値や協同組合が現代社会で果たしている役割等について広く県民に認知されるように取り組みを行うとともに、協同組合運動を促進させる取り組みを行うことを目的とします。」と明示されている。さらに第三条の事業には「福島県の復興と再生に向けた協同の取り組みに関すること」など五項目が明示されて、行事としては二〇一二年三月に「福島県農林水産業復興大会（仮称）」等が計画され、横断的連携に加え、協同組合を基軸に医師会、労働組合、婦人団体、マスコミ関係機関などとの連携も始まっている点を評価したい。

2. 協同組合憲章検討委員会の

協同組合憲章草案（最終案）の意義

1) 協同組合憲章 草案（最終案）の概要

二〇一二国際協同組合年全国実行委員会の下に置かれた協同組合憲章検討委員会は、二〇一一年二月五日に第六回（最終回）の委員会を開催し、協同組合憲章 草案（最終案）をとりまとめた。この草案（最終案）は、二〇一二年一月一三日に開催される第三回二〇一二国際協同組合年全国実行委員会ですらに審議される予定である。

協同組合憲章検討委員会の協同組合憲章 草案（最終案）は、表1-3のように、1. 前文（憲章制定の目的を明示）、2. 基本理念（協同組合の基本的理念を明示）、3. 政府の協同組合政策における基本原則、4. 政府の協同組合政策における行動指針、5. むすびで構成されている（全文は、末尾に掲載）。このうち「3. 政府の協同組合政策における基本原則」では、(1)協同組合の価値と原則を尊重する、(2)協同組合の設立の自由を尊重する、(3)協同組合の自治と自立を尊重する、(4)協同組合の地域社会の持続的発展に貢献することを重視する、(5)協同組合を、社会経済システムの有力な構成要素として位置づける」という五項目が明示されている。

表－3 協同組合憲章検討委員会の協同組合憲章 草案（最終案）

1. 前文
2. 基本理念
3. 政府の協同組合政策における基本原則
(1) 協同組合の価値と原則を尊重する (2) 協同組合の設立の自由を尊重する (3) 協同組合の自治と自立を尊重する (4) 協同組合の地域社会の持続的発展に貢献することを重視する (5) 協同組合を、社会経済システムの有力な構成要素として位置づける
4. 政府の協同組合政策における行動指針
[協同組合の活動の支援] (1) 協同組合が地域の社会的・経済的課題の解決に取り組むさい、その活動を支援する (2) 地域のニーズに即した新たな協同組合の設立を支援する (3) 地域社会の活性化を図るために、協同組合など地域社会に根ざす諸組織を支援する (4) 協同組合に関する教育・研究を支援する (5) 協同組合の国際的な活動を支援する [適切な協同組合政策の確立] (6) 横断的な政策展開が可能な仕組みを設ける (7) 協同組合の制度的枠組みを整備する (8) 協同組合における定款自治の強化を支援する [協同組合の実態把握] (9) 協同組合についての包括的な統計を整備する (10) 協同組合の社会的貢献について調査する
5. むすび

注：協同組合憲章検討委員会資料による。

「4. 政府の協同組合政策における行動指針」のうち、△協同組合の活動の支援▽の項では、〃(1)協同組合が地域の社会的・経済的課題の解決に取り組むさい、その活動を支援する、(2)地域のニーズに即した新たな協同組合の設立を支援する、(3)地域社会の

活性化を図るために、協同組合など地域社会に根ざす諸組織を支援する、(4)協同組合に関する教育・研究を支援する、(5)協同組合の国際的な活動を支援する〃（全文は、末尾に掲載）と明示している。

△適切な協同組合政策の確立▽の項では、〃(6)横断的な政策展開が可能な仕組みを設ける、(7)協同組合の制度的枠組みを整備する、(8)協同組合における定款自治の強化を支援する〃が明示されている。

△協同組合の実態把握▽の項では、〃(9)協同組合についての包括的な統計を整備する、(10)協同組合の社会的貢献について調査する〃が明示されている。

2) 協同組合憲章草案（最終案）の意義と

協同組合憲章制定への方

二〇一二年一月一三日に第三回二〇一二国際協同組合年全国実行委員会で協同組合憲章 草案（最終案）が審議・採択されるが、その後は、同実行委員会に参画している委員の所属協同組合（全中、日生協など連合組織、単位協同組合）の組合員・役職員や協同組合学会会員が、国際協同組合同盟（ICA）の「二一世紀の協同組合（協同組合の定義・価値・原則）」と「JFA綱領（農協）、JF綱領（漁協）、Jforest綱領（森林組合）」等と結びつけて「協同組合憲章 草案（最終案）」の論議を活発化することが期待

されている。

具体的には、各連合組織や単位協同組合において新年度の事業計画（とくに二〇一二国際協同組合年を重視した教育学習活動計画）の中に、「協同組合憲章 草案（最終案）」の学習活動と意見集約を盛り込むことが期待されている。例えば、二〇一一年七月に採択された「協同組合憲章 草案（第一次案）」に対して、生活クラブ事業連合生協連合会では会員生協で活発に論議され、その意見を同連合会で集約して、協同組合憲章検討委員会の論議に反映させている点が評価できる。

協同組合憲章 草案（最終案）は、二〇一二国際協同組合年全国実行委員会が先導役となり、各協同組合の組合員・役職員による論議を活発化させ、その意義が理解され、一般の人びとやマスコミでも注目される中で、政府や国会、自治体での論議と制定を要請しながら、最終的には政府によって「協同組合憲章」が国会に上程され、決定される方向を展望するべきである。

国際協同組合同盟（ICA）の傘下には約一〇億人、日本においても約八千万人の組合員が結集しているが、協同組合運動の人間尊重と協同の理念をふまえて、協同組合憲章 草案（最終案）の意義を理解する上で、表1-4のA・F・レイドローの協同組合セクター論が示唆に富んでいる。

すなわち、第一に、「公的、私的セクターおよび協同組合セクターのどれをとっても、単独では、現在までのところ、全ての経

表-4 A・F・レイドローの協同組合セクター論

①	公的、私的セクターおよび協同組合セクターのどれをとっても、単独では、現在までのところ、全ての経済問題を解決し、完全な社会秩序をととのえることはできなかったし、どの2つをとっても同様であった。3者が一緒に並んで活動し、相互に補完することによって、人間の力で可能な最良のものを達成しよう。
②	将来成功する協同組合は、思想的には、実利主義と理想主義の混合物となるだろう。すなわち、実際上の理由から私企業との有利な取り決めに入りながら、資本主義を駆りたてる主な動機である利潤の追求に反対するという点においては非妥協的な態度をとる。
③	一方では国家に対する、他方では私的セクターに対する協同組合の立場は、当然、時によって多面的かつ柔軟でなければならない。…協同組合思想は一方では極端な国家主義、他方では圧倒的で貪欲な資本主義という両側面から脅かされる。
④	協同組合は社会主義的であるか、また資本主義的であるかということに関する論争の多くは、協同組合組織を他者との関係によって正当化したり、説明したりする必要がないという単純な理由から無駄である。
⑤	1966年に公式に採択された現在の協同組合原則の第6原則（協同組合間の協同）は、協同組合セクターの概念を支持する声明であることが指摘されるべきである。

注：1980年ICA第27回大会報告書、カナダ協同組合中央会参事、ICA執行委員)

済問題を解決し、完全な社会秩序をととのえることはできなかったし、どの二つをとっても同様であった。三者が一緒に並んで活動し、相互に補完することによって、人間の力で可能な最良のものを達成しえよう。」という点である。

第二に、「将来成功する協同組合は、思想的には、実利主義と理想主義の混合物となるだろう。すなわち、實際上の理由から私企業との有利な取り決めに入りながら、資本主義を駆りたてる主な動機である利潤の追求に反対するということにおいては非妥協的な態度をとる。」という点である。

第三に、「協同組合は社会主義的であるか、また資本主義的であるかということに関する論争の多くは、協同組合組織を他者との関係によって正当化したり、説明したりする必要があるという単純な理由から無駄である。」という点である。

第四に、「一九九六年に公式に採択された現在の協同組合原則の第六原則（協同組合間の協同）は、協同組合セクターの概念を支持する声明であることが指摘されるべきである。」という点である。

協同組合間協同については、「二一世紀の協同組合原則」（ICAが一九九五年決定）では、「第六原則 協同組合間の協同」において「協同組合は、地域的（ローカル）、全国的（国を越えた）広域的（リージョナル）、国際的な組織を通じて協同することにより、組合員にもっとも効果的にサービスを提供し、協同組合連

動を強化する。」と明示している。すなわち、協同組合間協同は、「組合員にもっとも効果的にサービスを提供する」ことと、国内外の「協同組合運動を強化する」という二つを結びつけて、取り組むことが、A・F・レイドロの協同組合セクター論の理念を実践面に生かすことに通じる。

3. 二〇一二国際協同組合年を重視した協同組合運動におけるトップ役員のリーダーシップ

二〇一二年の国際協同組合年では、「協同組合はよりよき社会を築きます」というスローガンを掲げている。この旗印の下に組合員同士の横軸のつながりを土台に、組合員と地域社会がコインの表裏のように結合して縦軸の事業革新を促進するべきである。協同組合におけるトップ役員は、このような協同組合運動に誇りをもって、協同組合の価値・原則を自ら実践に結びつけ、模範を示しつつ改革・改善のためのリーダーシップを発揮するべきである。

第一に、表15のように「震災後における『絆』意識の変化」をみると、全体では「高まった」と回答した割合が七六・九%を占め、とくに主婦は八四・三%と六・四ポイント高い。さらに、表16のように「JAの社会的役割に関するイメージ」をみると、

表－５ 震災後における「絆」意識の変化

単位：％

		高まった(計)	高まっていない(計)
全 体		76.9	23.1
職種別	ビジネスマン	71.9	28.3
	主 婦	84.3	15.7
	その他	75.5	24.5
関与別	ネガティブ層	72.0	28.0
	無関心層	76.6	23.4
	好意層	85.8	14.2

注：JA 全中調査「全国紙広報等の効果測定：平成23年6月、対象：首都圏・阪神圏在住者、20～60代男女、1000サンプル」。

表－６ JA の社会的役割に関するイメージ

単位：％

	2010年11月	2011年6月
自分の生活の支えになっている	19.1	22.5
地域の生活の支えになっている	36.4	41.0
地域の繋がりを保つことに貢献している	44.9	52.7
地域の活性化に貢献している	43.7	49.4

注：JA 全中調査「2010年11月全国紙広報等の効果測定：対象：首都圏・阪神圏・中間都市、その他地域、20～60代男女、2,400サンプル、2011年6月、全国紙広報等の効果測定：対象：首都圏・阪神圏在住者、20～60代男女、1000サンプル」。

四つの項目とも二〇一〇年一月に比べて東日本大震災後の二〇一一年六月の方が高まっており、震災後は「地域の生活の支えになっている」「地域の繋がりを保つことに貢献している」「地域の活性化に貢献している」と回答した割合が、それぞれ四一・〇％、五二・七％、四九・四％を占めており、注目される。

このような「絆」意識の高まりやJAの社会的役割に関するイメージアップを大切にして、日本の農協、漁協、森林組合、生協などに加えて労働者協同組合、労働金庫、中小企業組合、信用組合、信用金庫などの協同組合のトップ役員は、T P P問題²⁾に加えて、東日本大震災対策と原発事故対策を緊急の基本課題として、同時に長期にわたる基本的課題として、連携しながらタイムリーなリーダーシップの発揮が求められている。

全国農協中央会は、表－7のように平成二三年九月に原発事故対策について、1. 原発事故の早期終息、2. 安全・安心な牛肉流通の確保、3. 適切な放射能物質検査の実施、4. 東電・国による迅速かつ万全な損害賠償、5. 国による避難区域等の復興支援と除染の実施、6. 風評被害の防止と消費拡大対策の六項目をとりまとめ、第三次要請を国と東電に行っているが、この輪を協同組合セクターの運動として広げるリーダーシップが協同組合のトップ役員に求められている。

第二に、二一世紀の協同組合原則のうち「第五原則：教育、研修および広報」では、「協同組合は、組合員、選出された役員、マネージャー、職員がその発展に効果的に貢献できるように、教育と研修を実施する。協同組合は、一般の人びと、特に若い人びとやオピニオンリーダーに、協同することの本質と利点を知らせる。」³⁾と明示している。

すなわち、協同組合の内部の組合員、役職員に加えて、一般

の人びと、特に若い人びとやオピニオンリーダーに、協同することの本質と利点を知らせる⁵⁾という点に注目して、教育・研修・広報活動に取り組む必要がある。このように国際感覚豊かな協同組合の価値・原則重視の協同組合の体質革新の種まきにトップ役員が先導的役割を発揮することを期待したい。

表ー7 全国農協中央会による原発事故対策に関する第3次要請(平成23年9月)

1. 原発事故の早期終息
2. 安全・安心な牛肉流通の確保 1) 全頭検査等による安全管理態勢の構築 2) 汚染された牛肉の買い上げ等による市場隔離と処分 3) 肉用牛農家等への経営安定に向けた支援の拡充等 4) 十分な稲わら等の確保・供給に向けた支援の実施 5) たい肥等の万全な流通対策の実施
3. 適切な放射能物質検査の実施 1) 品目の生産・摂取等の実施に即した検査方法等の設定 2) 早急な検査体制の整備 3) 生産者・消費者への周知徹底
4. 東電・国による迅速かつ万全な損害賠償 1) 中間指針に示された損害の早期賠償 2) すべての損害の早期賠償 3) JA等への賠償 4) 損害賠償金に対する税制特例の措置
5. 国による避難区域等の復興支援と除染の実施 1) 復興の道筋の明確化と県・市町村への支援強化 2) 汚染農地等の国による一旦買い上げ 3) 政府の責任による除染の実施
6. 風評被害の防止と消費拡大対策 1) 正しい知識の理解促進 2) 官民一体となった大々的な消費拡大・価格浮揚対策の実施 3) 輸入禁止等を実施している国への早期措置の撤廃と日本食の信頼回復

注：全国農協中央会「東日本大震災復旧・復興対策および原発事故対策に関する第3次要請（平成23年9月）」による。

第三に、協同組合運動は、①協同組合の価値・原則志向の教育、研修および広報活動を土台として、②横軸である組合員同士の結びつき、あるいは結集力を高めつつ、③縦軸である事業経営力の強化に取り組む必要がある、これらの三つの分野を結びつけた管理運営へのトップ役員のリーダーシップが問われている⁴⁾。

4. 二〇二二国際協同組合年を契機とする協同組合運動革新の未来像

―単位協同組合の革新的な組織力・求心力と

革新的な協同組合間の連合・提携活動の創造―

第一に、TPP問題に象徴されるようにグローバルな金融・経済を担う弱肉強食の環境整備という旧来思考の政治・金融・経済・社会システムが、人間の飢餓と貧困や貧富を拡大し、地球環境・生態系を破壊している⁵⁾。

後者の人類的課題解決（人間尊重と地球環境保全）のためには、地域の暮らし・農林漁業・就業・生態系の持続的發展を基点とした地球規模の市民ネットワーク型事業活動の連携（市民型グローバルズム）の新たな思考による政治・金融・経済システムづくりが大きな課題である。

この課題解決は、パラダイム（規範）転換による新システムの

創造であるが、その一翼を担うのは約一〇億人が結集する非営利で組合員参画型の事業体である協同組合である。

一九八〇年の第二七回ICA大会のレイドロー報告は、日本の総合農協について生産資材の供給、農産物の販売、貯蓄信用、共済、生活物資の供給、医療サービス、営農指導、文化活動のためのコミュニティセンターの運営など広範な経済的社会的サービスの提供に注目し、「もし総合農協がなければ、農民の生活や地域社会全体は、まったく異なったものとなるう。」と総合農協に高い評価を与えている⁶⁾。さらに、一九九二年の第三〇回ICA大会のベーク報告は、参加型民主主義について、日本の生協の班組織を基礎とした事業活動に高い評価を与えている⁷⁾。

このような国際的評価を再点検しつつ、客観的条件の激変もふまえて、協同組合運動の主體的な取り組みの優先順位としては単位協同組合の革新的な組織力・求心力の創造が求められている。単位協同組合の革新的な組織力⁸⁾は、トップ役員の意識改革とリーダーシップと組合員同士の横の連携を重視し、農協の場合には集落組織、作目別組合員組織、女性部・青壮年部などの属性別組織、高齢者福祉などの目的別組織の再編成と生き生きとした個性的活動の創造、さらにそれを支援する農協機構の組織革新とTAC担当や生活文化活動担当職員のコーディネート機能の強化、若い女性層を対象とした女性大学や子どもたちを対象とした食農教育活動などを総合的に拡充するべきである。

単位協同組合の革新的な求心力⁹⁾は、組合員が利用したくなる魅力的な事業創造にある。例えば、農協の場合は、従来からの農協ブランド農産物の持続・拡充のための当該農産物への需要創造（海外輸出を含む）のみでなく、新規農協ブランド農産物の開発（大学・試験研究機関との連携を含む）、農地の土壌条件等を考慮した個性的な生産資材の開発と低コスト化、営農技術・融資・経営診断を包含した営農指導の拡充、地域の循環型小エネルギーを活用したエコ産業の創造、健康寿命百歳をめざした高齢者福祉事業の創造などへ挑戦するべきである。このためにはトップ役員の意識改革とリーダーシップと共に専門性を有する中間管理職によるアイデア・情熱、組合員と販売先の新たなニーズを結びつけようとするコーディネート機能等を総合的に拡充するべきである。

第二に、革新的な協同組合間の連合・提携活動は、従来の農協・生協、漁協などの相互の情報（特に組合員のニーズと願い）への関心が弱い点をトップ役員の意識改革とリーダーシップによって見直す必要がある。

さらに、革新的な協同組合間の連合・提携活動は、農協・漁協・森林組合などが地元の自治体とも連携して個性豊かな環境保全型農林漁業とその暮らしの姿、組合員・役職員の思いを生協等に所属する都市生活者に誇りを持って発信し、都市生活者にこのような素晴らしい農山漁村の危機を支援したいという感動を与えら

れるか否かが問われている。協同組合間の持続的な連合・提携活動の中心にあるのは、人びとの感動、信頼関係の持続を基礎とした地域ブランドの持続的な開発にあり、この両輪の革新によって展望を切り開く必要がある。

例えば、生協コープおきなわ（組合員二万人、職員一、四一八人へうち正規二五三人、供給高八二〇一〇年度〇二〇六・六億円）の地域経済社会の活性化に焦点を当て、沖縄の離島、本島、首都圏等の生協・組合員等の内外をつなぐプロジェクト事業活動は注目される。沖縄県が基地問題、離島問題（雇用、教育、医療）など困難な諸課題を抱えている中で、地元の自治体・農協・製糖など中小企業・大学さらに首都圏や新潟県の生協・農協・中小企業・試験研究機関・大学とも連携して、地域特産品の開発と交流活動を結びつけて離島の人びとのくらしと産業の活性化に挑戦している。

離島の一つである沖縄県伊平屋村（人口約一、三五〇人、約五〇〇世帯）では、黒糖アガラサーミックス（黒糖蒸菓子用粉など）や県産米での泡盛の開発、中央農業総合研究センター北陸研究センターが開発した水稻品種の楽風舞（北陸酒二〇三号）の活用を契機に沖縄の泡盛と新潟の日本酒を連携した農協、生協等での販売、伊平屋村の珊瑚礁などの環境保護により豊かな生態系でしか育たない「もずく」の持続的生産のためにコープネット事業連合（首都圏のコープとうきょう、さいたまコープなど一都七県

の会員生協の組合員数は三八五万人の連合組織）は伊平屋村漁協等に一二〇万円謹呈している。同事業連の会員であるさいたまコープの組合員フェスタには伊平屋村からは役場、漁協、メーカー、コープおきなわなど一八名が参加し、共同開発した伊平屋黒糖アガラサーミックスなどのPRを行っている。

さらに、黒糖アガラサーミックスの売り上げより一パック二円を活用して東大生によるサマースクール（中学生の学習塾）を開催し、伊平屋村の誇りの創出、交流促進、雇用創出に結びついている点が評価できる。

【注記】

1) 実行委員には、これに加えて公益社団法人日本青年会議所東北地区福島ブロック協議会会長、財団法人福島県婦人団体連合会会長、社団法人福島県医師会会長、日本労働組合総連合会福島県連合会会長、福島県農業会議会長、JA福島女性部協議会会長、福島県信用組合協会会長、全労済福島県本部長、東北労働金庫福島県常務理事、農林中金福島支店長などJAグループの理事長・県本部長・支所長・局長、マスコミ関係の社長、局長等が構成メンバーである。

2) 鈴木宣弘教授は「TPPの影響に関する各種試算の再検討」『月刊JA』（二〇一一年二月号、全国農協中央会）において、①農水省試算はTPP参加によるa) 農業と関連産業へのGDPベースでの影響（損失）を一七・九兆円、b) 外部効果である農業の多面的

機能喪失分の金額換算（損失）を二・七兆円であること、②内閣府試算はT P P参加の利益と損失を相殺したG D Pベースの経済効果（純利益）を二・四〇三・二兆円としている。鈴木氏の見解はこれに多面的機能喪失分を引いた総合評価は一一・三〇一〇・五兆円とマイナスになり、加えて内閣府の試算はG D P増加率が過大に見積もられていることをコメント、③鈴木氏の見解は、米関税の完全撤廃後も現在の国内生産量（約九〇〇万トン）を維持する場合は、一・六五兆円の財政負担額になり、牛乳・乳製品や畜産物など米以外の農産物に対する補填を含めると財政負担は毎年四兆円となり不可能であること、などを指摘している。

3) 日本協同組合学会誌編『二世紀の協同組合原則—ICAアイデンティティ声明と宣言—』日本経済評論社、二〇〇〇年。

4) 一九九五年のICAの全体総会で採択された『二世紀に向けての協同組合宣言』の「協同組合の誓約」の項では「協同組合運動は永続的な将来性のある運動であり、生成する運動であり、終わりが無い。…それはその思想の提起するものと現在世界が要請するものとの間で常に引き裂かれた運動である。それは、熱心でプラグマティックな協同組合人が組合員のニーズに応え、より広い目標を達成し、日常活動において協同組合原則を守るために、自分の協同組合がすべき選択について常に考えていない限り、失敗する運動である。」と注意を喚起している点に注目するべきである。特に、協同組合のトップ役員自らが協同組合原則に関する学習・教育に率先してリーダーシップを発揮し、組合員・役職員が共に協同組合らしい体質づくりのための教育文化活動、協同組合らし

い人づくりを事業計画（予算措置を含む）に明確に位置付けて取り組む必要がある。

5) アメリカ国勢調査局が発表した二〇一〇年のアメリカの貧困者（単身者で年収約八三・五万円以下、三人家族で約一三〇・三万円以下）が四、六一八万人と国民の一五・一％になり一九九三年以降最大。四年前より年間七四三万人増加。健康保険を有していない人数（国による保障も民間会社の保険にも加入できていない数）は四、九九〇万人（そのうち、一八歳以下の子どものうち七三〇万人が無保険）（太田洋輔「D・C・通信」『月刊JA』（二〇一一年二月号、全国農協中央会）。

6) 日本協同組合学会誌編『西暦二〇〇〇年における協同組合「レイドロール報告」』日本経済評論社、一九九一年。

7) S・A・ベーク著、日生協・生協総研訳『変化する世界における協同組合の価値』コープ出版、一九九三年。



協同組合憲章 草案（最終案）

1. 前文

1. 経済と社会がグローバル化するなか、世界的な金融・経済危機、大規模自然災害等に際して、協同組合は、地域社会に根ざし、人びとによる助け合いを促進することによって、生活を安定化させ、地域社会を活性化させる役割を果たしている。こうした重要な役割を果たしている協同組合を、2012年の国際協同組合年を契機に今後いっそう発展させるための基本的な理念を明らかにし、政府に対して、協同組合全体を貫く協同組合政策の基本的な考え方と方針を明らかにするよう求めるため、ここに協同組合憲章草案を定める。
2. わが国は、2011年3月11日に発生した東日本大震災とそれにともなう原子力発電所事故によって、これまでの国土開発政策、エネルギー政策、社会経済政策、地域経済と地域社会づくりなどに、根本的な反省を迫られている。
3. 東日本大震災では、政府による公的支援が遅れるなかで、多くの協同組合が、これまで培ってきた協同のネットワークを活用して、被災住民への支援を積極的に行なった。協同組合以外の分野でも、至るところで市民による多様な被災地支援が行なわれ、共助・協同への関心が高まった。社会を安定化させるためには、自己責任（自助）と政府の援助（公助）だけでは不十分であり、人びとの助け合い（共助）が必要だという社会認識が広まっている。
4. 人びとの助け合いの絆を強化し、無縁社会を友愛と連帯の社会に変え、限界集落の増加・人口減少・雇用の不安定化などで疲弊する地域経済を活気づけ、食料・環境・エネルギーなどのテーマに取り組み、持続可能な社会をめざして未来を切り拓くためには、相互扶助組織としての協同組合の発展が不可欠である。
5. 世界に目を向けても、同じことが言える。世界は現在、経済的不況、格差の拡大、環境汚染、エネルギー問題、多くの発展途上国の人口爆発と先進国の少子高齢化、頻発する地震・津波・噴火などの自然災害により、危機に直面している。とくに、1980年代に始まり90年代に入って本格化した新自由主義にもとづく経済のグローバリゼーションは、世界的に貧困と格差を増大させた。
6. その一方で、多くの国で民主化が進み、社会の主権者としての市民が社会づくりのイニシアチブを発揮するようになってきている。各国の市民社会化の発展にともない、市民たちが協同して行なう事業と運動としての協同組合の意義と協同組合への期待が世界的に高まっている。
7. 世界的金融・経済危機の下で、加えて、行き過ぎた市場主義への危惧が表明される国際的潮流のなかで、2009年12月、国連総会は、2012年を国際協同組合年と宣言する決議を採択した。この決議は、世界各国の社会経済開発において協同組合がこれまで果たしてきた役割と、今日の社会経済問題の改善に貢献する可能性を評価したうえで、全加盟国の政府と関係者に対して、この国際年を機に、協同組合への認知度を高め、協同組合を支援する政策を検討・整備するよう促している。
8. 国連のこの要請に応えることは、日本の協同組合と政府の責務である。協同組合は、自らの努力によって協同組合運動をいっそう発展させなくてはならない。また、政府は、協同組合の発展を促進するための制度的枠組みを整備しなければならない。

2. 基本理念

1. 近代的協同組合の起源は、19世紀の産業革命のもと、ヨーロッパ各国で労働者、農林漁業者、中小の商工業者、消費者たちが生活を守るために自発的に取り組んだ協同の活動であった。
2. 協同組合は、組合員が出資し共同で所有し民主的に管理する事業体を通じて、共通の経済的・社会的・文化的なニーズと願いを満たすために、自発的に手を結んだ人びとの自治的な組織である（付属文書参照）。協同組合は、相互扶助の非営利の組織として、国民経済の一翼を担っている。その共通の基本理念は、組合員の助け合いと協同であった。協同組合の基本理念は、「一人は万人のために、万人は一人のために」という言葉に集約されている。協同組合は、自助、自己責任、民

主義、平等、公正、連帯という価値を基礎としている。また、協同組合の組合員は、正直、公開、社会的責任、他者への配慮といった倫理的価値を信条としている（付属文書参照）。

3. 協同組合は、経済的公正を求めて、経済的弱者の地位の向上に努めるとともに、組合員の出資参加・利用参加・運営参加といった参加型システムを発展させることによって、民主主義を浸透させる学校としての機能を果たしてきた。協同組合はまた、「働きがいのある人間らしい仕事」を創出する主体として、その発展が期待されている。
4. 協同組合の理念は世界中に広がり、現在、国際協同組合同盟（ICA）は、92カ国の協同組合・約10億人の組合員を擁する、世界最大の国際NGO（非政府組織）となっている。
5. 日本では、延べ8,017万人の組合員と66万人の職員を擁する、世界でも有数の協同組合が活動する社会となっている。これらの協同組合は、主として農林漁業、商工業、金融、共済、消費生活などの経済の領域で活動してきたが、近年は医療・福祉、子育て支援、仕事おこし、買い物が困難な人への生活必需品の供給など、地域社会全般にかかわる公益的活動を強化させている。
6. 阪神淡路大震災以降、NPO（非営利組織）などの市民組織が取り組む公益的活動の重要性が目されるようになってきた。協同組合がこのような活動に取り組む組織としてよりいっそうの役割を果たすためには、協同組合同士の協同を強め、地域住民やNPOなどのさまざまな組織と連携し、さらに行政との協働を促進して、地域社会のために活動することが必要である。

3. 政府の協同組合政策における基本原則

社会経済開発に貢献する協同組合の活動を支援する政府や地方自治体（以下、「政府」）の役割は重要である。政府は、協同組合政策に取り組むにあたって、上記の基本理念をふまえたうえで、以下の原則を尊重すべきである。

(1) 協同組合の価値と原則を尊重する

国連の「協同組合の発展に支援的な環境づくりをめざすガイドライン」（2001年）と、国際労働機関（ILO）の「協同組合の振興に関する勧告」（2002年）に留意し、ICAの「協同組合のアイデンティティに関する声明」（1995年、付属文書参照）に盛り込まれた協同組合の価値と原則を尊重する。協同組合にさまざまな政策を適用する際は、協同組合の価値と原則に則った協同組合の特質に留意する。

(2) 協同組合の設立の自由を尊重する

協同組合制度は、すべての市民に開かれている。政府は、市民が協同組合を設立する自由を尊重する。

(3) 協同組合の自治と自立を尊重する

協同組合が積極的に自治と自立を確保・維持することを重視し、政府と協同組合との対等で効果的なパートナーシップを進める。

(4) 協同組合が地域社会の持続的発展に貢献することを重視する

協同組合が地域社会の持続的発展に貢献することをめざしている点を重視する。震災復興などにあたっては、地域経済の有力な主体として協同組合を位置づける。

(5) 協同組合を、社会経済システムの有力な構成要素として位置付ける

これからの社会経済システムには、多くの人びとが自発的に事業や経営に参加できる公正で自由な仕組みが求められる。そのために、公的部門（セクター）と営利企業部門だけでなく、協同組合を含む民間の非営利部門の発展に留意する。

4. 政府の協同組合政策における行動指針

政府は、具体的な協同組合政策に取り組むにあたっては、上記の基本理念と基本原則をふまえたうえで、下記の行動指針を尊重すべきである。

【協同組合の活動の支援】

- (1) 協同組合が地域の社会的・経済的課題の解決に取り組むさい、その活動を支援する。

協同組合が安全・安心な食料などの確保、金融や保障へのアクセス、地域の雇用・福祉・医療・環境・教育問題等の解決に取り組む際、その活動を支援する。

(2) 地域のニーズに即した新たな協同組合の設立を支援する

都市や農山漁村で市民の自主的な経済活動を促進し、就業機会を増やし、災害からの復興や地域社会の活性化を図るために、地域のニーズに即してさまざまな関係者や関係団体が参加できる仕組みを創設する。また、協同労働型の協同組合など、市民が協同して出資・経営・労働する協同組合のための法制度を整備する。さらに、再生可能な自然資源を活用した協同組合による分散型エネルギー供給事業の創設等を支援する。

(3) 地域社会の活性化を図るために、協同組合など地域社会に根ざす諸組織を支援する

地方自治体は、地域社会の活性化を図るために、協同組合振興条例やまちづくり条例などを制定し、協同組合・NPO・自治会など、地域社会に根ざす諸組織を支援する。

(4) 協同組合に関する教育・研究を支援する

協同組合について理解する機会を増やすために、協同組合に関する教育を小学校から学校教育に導入し、大学における協同組合研究の機会を増やす。また、女性、高齢者、障がいのある者、自然災害の被災者たちをはじめ、希望者が協同組合をつくる際には、必要な教育と職業訓練の機会を確保する。

(5) 協同組合の国際的な活動を支援する

地球温暖化、環境汚染・破壊、飢餓、貧困、社会的排除等の諸問題の克服や、多文化共生などに貢献する協同組合の国際的活動を支援する。また、発展途上国の協同組合の育成を支援するために、政府開発援助（ODA）の拠出等の支援を行なう。とりわけ、国連のミレニアム開発目標への協同組合の貢献を強化するために必要な対策と支援を行なう。

[適切な協同組合政策の確立]

(6) 横断的な政策展開が可能な仕組みを設ける

協同組合政策の横断的な推進・調整が可能となる仕組みを行政内に設ける。

(7) 協同組合の制度的枠組みを整備する

協同組合の発展を図るために法制度について必要な見直しを行なうとともに、協同組合を推進するための新しい法制度についての検討を進める。また、税制、会計基準、自己資本規制などについて検討するにあたっては、協同組合の特質に留意する。

(8) 協同組合における定款自治の強化を支援する

協同組合の地域的条件、事業内容、規模などに対応して柔軟な制度設計が可能となるよう、協同組合の事業運営や管理における定款自治の強化を支援する。

[協同組合の実態把握]

(9) 協同組合についての包括的な統計を整備する

協同組合が経済活動に与える影響を総合的に評価するために、政府統計のない協同組合分野についても統計づくりを進めることで、包括的な協同組合統計を整備する。

(10) 協同組合の社会的貢献について調査する

協同組合の社会的役割を評価するために、協同組合による人づくり、絆づくり、まちづくり、自然環境保全活動などの社会的貢献について調査し、その結果を公表する。

5. むすび

1. 国際協同組合年を契機として、協同組合は、地域のさまざまな組織、政府や地方自治体との協働を促進し、さらに公益的活動の発展を図る決意を表明する。そして、その過程で協同組合は新しい活動分野をつくりだし、地域の経済と社会のリーダーとしての役割を担う。

2. 政府は、地域社会を活性化するうえでの協同組合の役割を認識し、協同組合の発展を支援する。

以上

付属文書

「協同組合のアイデンティティに関する声明」 （国際協同組合同盟、1995年）

<定義>

協同組合は、人びとの自治的な組織であり、自発的に手を結んだ人びとが、共同で所有し民主的に管理する事業体を通じて、共通の経済的、社会的、文化的なニーズと願いをかなえることを目的とする。

<価値>

協同組合は、自助、自己責任、民主主義、平等、公正、連帯という価値を基礎とする。協同組合の創設者たちの伝統を受け継ぎ、協同組合の組合員は、正直、公開、社会的責任、他人への配慮という倫理的価値を信条とする。

<原則>

協同組合原則は、協同組合がその価値を実践するための指針である。

第1原則 自発的で開かれた組合員制

協同組合は、自発的な組織であり、性による差別、社会的、人種的、政治的、宗教的な差別を行なわない。協同組合は、そのサービスを利用することができ、組合員としての責任を受け入れる意志のあるすべての人びとに開かれている。

第2原則 組合員による民主的管理

協同組合は、組合員が管理する民主的な組織であり、組合員は、その政策立案と意思決定に積極的に参加する。選出された役員として活動する男女は、すべての組合員に対して責任を負う。単位協同組合の段階では、組合員は平等の議決権（一人一票）をもっている。他の段階の協同組合も、民主的方法によって組織される。

第3原則 組合員の経済的参加

組合員は、協同組合に公正に出資し、その資本を民主的に管理する。少なくともその資本の一部は、通常、協同組合の共同の財産とする。組合員は、組合員になる条件として払い込まれた出資金に対して、利子がある場合でも、通常、制限された利率で受け取る。組合員は、剰余金を次のいずれか、またはすべての目的のために配分する。

- ・準備金を積み立てて、協同組合の発展に資するため。その準備金の少なくとも一部は分割不可能なものとする。
- ・協同組合の利用高に応じて組合員に還元するため。

- ・組合員の承認により、他の活動を支援するため。

第4原則 自治と自立

協同組合は、組合員が管理する自治的な自助組織である。協同組合は、政府を含む他の組織と取り決めを行なう場合、または外部から資本を調達する場合には、組合員による民主的管理を保証し、協同組合の自治を保持する条件のもとで行なう。

第5原則 教育、研修、広報

協同組合は、組合員、選出された役員、マネジャー、職員がその発展に効果的に貢献できるように、教育と研修を実施する。協同組合は、一般の人びと、特に若い人びとやオピニオンリーダーに、協同することの本質と利点を知らせる。

第6原則 協同組合間協同

協同組合は、地域的、全国的、広域的、国際的な組織を通じて協同することにより、組合員にもっとも効果的にサービスを提供し、協同組合運動を強化する。

第7原則 地域社会への関与

協同組合は、組合員が承認する政策にしたがって、地域社会の持続可能な発展のために活動する。

（日本協同組合学会誌にもとづいて一部修正）





小さな幸せ探し

北海道女性農業者倶楽部（マンマのネットワーク）

事務局長 片山 寿美子

◆ はじめに

「六十歳を過ぎたら広げた風呂敷を少しずつたたむ準備をするものだ」という亭主の小言をきき流し、走り回っているうちに、いつの間にか師走に突入し、アレヨアレヨという間に師走も半ば近くになり、クリスマスソングが、巷に流れ、デパ地下では、おせちの売り出しが活気をおび、慌ただしさが加速され落ち着かぬ日々になりました。

今年は、年明早々、霧島市の新燃岳の噴火に続き、東日本大震災、その後の台風被害と自然災害が立てつづけに発生し、信じられないほど衝撃的な光景をテレビ画面で次々と目の当たりにし、自然が起

こす災害の無残で凄しい爪跡あとに唯々声もなく驚愕するのみでした。

自然災害に相まって起きた福島原発事故は、原子力発電エネルギーに頼り切って暮らしてきた私たちの生き方、暮らし方のありようまで考えさせられる出来事で、その被害は今もじわじわと広がり不安の種をまき散らしています。当然のように、何の疑念も抱かず頼り切って、暮らしてきた私たちの小さな幸せを築く暮らしは、どこで道を間違ったのか、果てしない希望を満たすために経済成長優先の欲望に代わり、幸せを感じる感覚がすごく、鈍くなったのかもしれないとわが身を振り返り反省させられています。

片山 寿美子（かたやま すみこ）氏

昭和39年4月、北海道に入庁

生活改良普及員として農家の生活指導に従事。その後、北海道総括専門技術員として生活経営の専門家として生活改善全般および農林女性の自立に向けた企業化活動の強化等の生活改善分野で活躍。

定年退職後、北海道農業担い手育成センター（現（財）北海道農業開発公社担い手支援部）の就農コーディネーターを歴任。

現在、ボランティア活動の一環として、北の恵み愛食フェア実行連絡会事務局次長、北海道マリッジカウンセリングセンター相談役、全国女性・生活支援協会交流サポーター等に就任。

平成20年に北海道知事から「北海道らしい食づくり伝承名人」の認定を受け、多方面で積極的な活動を展開している。



だから、今一度自分の暮らしを見直し、自分の力を高めて、幸せを感じるチャンネルをひろげてゆく道を探さねばと思ったりしていますが、何が幸せか、自分で広げすぎた風呂敷はなかなかたためないし、こんな時は、いろんな人の話を聴くに限ると決め、いろんな機会を通じてそれらしい話に聞き耳を立て幸せ探しのチャンネルを広げるヒントを探すことにしました、

◆ 幸せのチャンネル探し

その一

道東の小さなスナックで拾った話

冬のなりかけの頃、地域のコミュニティ活動によって農

地保全の成果が上がっているといわれる地域へ現地調査に出かけた際、夕食後の帰り道、あまりきれいとは思えないスナックの明かりに誘われ、居合わせた先輩と、暖簾をくぐったものの中はほの暗く、何とも屋台っぽくて、その昔は美人だったと思える面影を残したママさんが一人店にいて、恐る恐る入った私たちを、そう歓待するでも、邪険にするでもなく「どうぞ」というぐらいに迎え入れてもらって飲んでいるうち、ママさんの指に燦然と輝くいかにも玄人好みのダイヤカルビーの指輪に目にとめた先輩は、「ママを襲う人無ないと思うけど、その指輪を襲う人が現れたら困るね」などと、不思議な輝

きを醸し出している指輪への興味を不躰とも言えるほど率直に問いかけ、私はオヤオヤと聞き耳を立てていると、ママは「これかい」と言いつつ、指輪の由来をとつとつと語り始めた。ママ曰く、指輪は、ママの人生の歴史を集大成する自分へのご褒美でありこれから生きる守り神でもあるという。

つまり、此処のママも、よくありがちな事情の持ち主で、御多分に漏れず結婚した亭主が酒乱で手が付けられず、子供の身を守るために、子供を連れて離婚した後、子供を育てて暮らしてゆくために、全く素人でスナックを始めたものの、別れた旦那の酒乱によるトラウマで酔っ払いが怖く

て、何度もカウンターの隅に隠れ、時を過ごしたが、子供との暮らしを守るために店をやめるわけにはゆかず、必死で頑張つて、子供たちを何とか育て、自立させ、今は心優しき子供や孫たちにも囲まれ幸せだと思える暮らしができています。苦労はしたけど子供たちを守りきることができて良かったと思っていると語り、ゆえに、ここまで頑張った自分へのご褒美として贅沢とも思える指輪を自分で買い、これからの自分へ景気付けとして身に着けているのだと話してくれたが、修羅場の多かった一人の女性の生き方に、さもありませんかという思いを強め、老境に入り、子どもたちや孫と幸せに暮らす場を、こ

の人なりに頑張つて築いてきたのだという強さに感動し、ささやかな幸せを守るために積み上げてきた勇氣や、努力が幸せのあかしとしてママさんの指輪として輝いているのだと納得し、あとは調子の合わないカラオケでのどをからし帰途に就いた。

その二

マンマの仲間たちの 会話からひろった話

先日久しぶりにマンマの仲間たちが集つて経営塾なる学習会を行った際、いつも元気で、しっかり者のあるマンマが、浮かない顔して、御主人の体調が思わしくないのだと仲間告げていたのだが、そ

れを聞く仲間の反応は様々で、「大変だよ、あんたの言うこと聞かないで無茶しているから自業自得みたいなものだよ」突き放すように言うもの、「なんとしてでも入院させて早く治させなさい、今死なせたって何の得にもならないからサ、早く手当すれば治るはずだから、健康に生きて、仕事させなきゃダメだよ」というものがあるかと思えば「そうだよ嫁がせなきゃ：あんな一人で何でもかんでも背負いきらないんだよ、農業者年金だって旦那が持っていちゃうのだし、それだけだって勿体ないしょ・・・」等々、それぞれ思いを込めて賑やかに煽りたてたりしますが、マンマ達の多くは、それぞれ

小さな幸せを求めて立ち上がり、今ようやくそれを手にし始めたばかりなので、簡単に手放したくないという微妙な

算盤勘定がチラつくものの、

それに固執しているわけでもなく、亭主や子供たちの健康を願ひ、わが事業のダメージ

を最小限にするための知恵を出し合うかのように檄を飛ばしあっているのです。私の周りのビックマンマ達は、何のかんものについても亭主や子供の幸せを願って、暮らしつくりを実践しているのだこの思いを強くさせられました。ちなみに檄を飛ばされていた当のマンマは「日頃、腹の立つことばっかりの人だけど、具合が悪いっていうから専門の病院を調べてちゃんと病院へ

連れてゆき検査受けさせたのだから・・・、私って偉いしょ・・・」

一同「ウン・・・」

その三

汗代の計算から

現職の頃、農業に従事する母さんの労働報酬確保が課題となり、母さんの労働報酬をどのように具体化させるといいのか検討したことがありました。家のために、働いてもその価値は認められず、ただ働きが当たり前とされ、誰もその矛盾に気づかず農業経営の中では母さんの実質的な労働評価は無に等しかったため、手にするか、しないかは別として、母さんたちが我が家の

経営で流す汗代を計算させることにしました。

農業労働分については、

パートさんの時給に年間の総労働時間を掛けて、あらわすことができたものの、農家の母さんの場合、農業労働だけでなく家事労働もあるので家事労働をどのように評価するかということが課題になり、専門家の意見など聞きまわっていたところ、家事労働を経済的に評価するということに抵抗が多くて、一笑に付されるばかりでした。

中でも、家事労働は商品になりえず、貨幣価値として認めるににくいものである。さらに家事労働は崇高なる家族愛に基づく献身的な労働であり、これを金銭で評価するのはい

かがかと思われますとご指導いただきました。

この結果を母さんたちと話し合ってみると、異口同音「私たちはそんな崇高な家族愛や献身的労働などという、まやかしにごまかされたくない。」

家庭の中では夫婦が平等に責任を持ち認め合って暮らしてゆくものであり、私らだけに犠牲を強いるがごとき考え方は許されない。

此処の家での私の汗代を自分で計算すると言って動き出した母さんたちは、炊事。洗濯、掃除にかかる基本的な家事作業時間を家事労働分として弾きだし、年間の総労働時間にパート賃金（自給）を掛けて算出し、農業労働分と足

して汗代の総額を数値でとらえなおした結果、「私はこの家で養われていると思わされてきたけど、私も家経費分くらい稼いだしていたのだね・

・・・」と、自分の労働価値が分かった母さんたちは、幸せの価値観を見直し、「私らが認め合って暮らして行ければ十分サ」とあればただ働きでいやだと口説いていた労働報酬確保を口にしなくなりました。

◆ まとめ

取り留めもなく、女性にとつての幸せ感をつづって見ましたが、共通して見えることは家族が健康で仲睦まじく暮らし続けられることが究極の幸せ感になるのだというこ

とが分かります。

そのために、それぞれがいろんな形で努力しているのだといえそうです。

おりしも、静岡県御殿場地域で起業活動を率いているお母さんから、母さんたちが一つずつ作り上げたおふくろの味を詰め合わせた故郷便が届きました。

中には、うんみやあ味噌、ゆず味噌、ワサビ茎の三杯酢、冬菜の茶漬け、かきもち、お茶、梅干し、手作りこんにゃく玉、しょうがの佃煮、柚子ポン菓子、はちみつげんこつ飴、オータムポエムなど、御殿場周辺の母さんたちの愛が一杯感じられ何とも幸せな気分になれる贈り物でした。



食の安全・安心を目指す「北の3大学連携」第8回（最終回）

農村サテライトを拠点にした 教育研究・地域振興支援活動 ～これまでの取り組みと今後の展開～

地域拠点型エクステンションセンター

酪農学園大学 特任教授 前 田 善 夫

三大学連携事業「食の安全・安心の基盤としての地域拠点型教育研究のネットワーク形成」は文部科学省の大学教育充実のための戦略的三大学連携支援プログラムとして二〇〇八年一〇月より取り組みを進めてきました。二〇一一年三月をもって文部科学省の支援プログラムとしての期間は終了しましたが、酪農学園大学・北海道大学・帯広畜産大学とで策定した「大学間連携戦略」に掲げた目標に基づいて取り組みを継続発展させていきます。

当連載第一回（七七号）で、取り組みの方向性・概要を紹介しましたが、二本柱とした教育プログラム・社会貢献プログラムの取組拠点としてきた農村サテライトの役割と今後の課題を考えてみます。

1. 農村サテライト設置の背景・目的

三大学連携事業の大きな特徴は、三大学が連携して農村サテライト（栗山・道央・余市・富良野・鹿追・訓子府・浜中・別海）を設置し、そこを拠点にした教育研究活動を通して食の安全や安心を支えるネットワークを形成することにあります。食の安全性確保や安心を支えるためには、人と人、地域と地域、地域と大学、大学と大学、生産者と

前 田 善 夫(まえた よしお)氏



1947年 福島県に生まれる
1973年 3月 岩手大学大学院農学研究科修了
1973年 4月～ 北海道立滝川畜産試験場勤務
以降、中央農業試験場、新得畜産試験場、根
釧農業試験場勤務
この間、牧草の栽培・利用、草地管理、家畜
ふん尿の処理・利用技術に関する研究に従事
2004年 4月～ 畜産試験場副場長
2006年 4月～2008年 3月 根釧農業試験場 場長
2008年11月～ 地域拠点型農学エクステンションセンター（酪農学園大
学内）

消費者、業種間等が様々な繋がりを持ち、協働した取り組みが必要です。この連携をつくるのがネットワーク形成とすることができます。

大学と地域は、これまでも調査研究や教育活動で繋がりをもってきました。大学は教育研究のフィールドとして地域と、地域は大学とその研究資源を地域振興に役立てるという繋がりをもち、相互互恵の関係を築いてきました。この関係を強固にし、大学は地域の産業や教育・文化などの振興に、地域は大学の教育や研究活動の発展に協力するとした「相互協力に関する協定」を締結して取り組みを進めてきました。サテライトは教育研究の拠点、地域振興支援活動の拠点の二つの役割・目的を持っていますが、これを個々に進めるのではなく、有機的に結び付けた取り組みを進める場としています。

2. 教育研究の拠点としてのサテライト

1) フィールドワークを組み入れた

「食の安全・安心基盤学」

連携事業の柱の一つ、教育プログラムでは大学院生を対

象とした「食の安全・安心基盤学」コースを設けその体系化を目指しています。「食の安全・安心基盤学」は大学での講義（構成は本誌七七号参照）の他に、フィールドワークとして農家での実習なども単位としてとり入れています。

二〇一〇年度は一〇名、二〇一一年度は一八名の学生がフィールドワークを主とした科目を履修し、富良野・訓子府の農家で農作業を体験しています。農家に泊まり込んでの実習を通して、農業を幅広く体験するとともに、受け入れていただいた生産者だけでなく、地域の他の生産者との交流もできるようにしました。さらに、実習期間とは別に自ら訪ねて農作業を体験し生産者との交流を深める学生も生まれています。

このフィールドワークは農家での実習だけでなく、農産物を消費者に届け、消費者との交流も兼ねた取り組みもと入れています。実習先の農家やサテライト設置地域の農家などの生産物を消費者に届ける「北大マルシェ」を企画・運営することで、生産から消費に至る過程を経験しています。二〇一〇年から北大農学部構内で開催し、二〇一〇年、二〇一一年とも約八、〇〇〇人の来場がありました。これらは農村サテライトの役割の一つとした「教育研究の拠点」の実績となっています。

2) 地域ニーズをテーマにした学生の演習

食の安全・安心基盤学でのフィールドワークの他に、学部生や大学院生の演習として地域が抱えている課題をテーマにした調査研究に取り組んできました。これらは卒業論文や修士論文としてまとめられ（農家の世帯構造と後継者問題―訓子府町の事例―、交換耕作の利点と実施拡大可能性に関する定量分析―鹿追町の農家を対象として―、J A道央におけるふん尿利用の現状と課題、共同堆肥場の有効利用について、鹿追町農業における地域内物質循環、など）、地域での報告会も開催されています。その成果は地域振興計画策定などにも利用されています。これらは教育研究と社会貢献の有機的な結合の一形態とみることができます。

3) 地域の方々を対象とした

「食の安全・安心マイスター」コース

教育プログラムのもう一つが地域の方々を対象とした「食の安全・安心マイスター」コースの開催です。このコースは以下の内容で構成されています。



農家実習



地域の人たちとの交流



北大マルシェ

〈ガイドンス〉

食の安全・安心マイスターとは・フィールドワークとは

〈総論：安全・安心に係わる基礎的講義〉

(1) 二〇世紀型農業生産システムからの転換

① 経営分析からみた安全・安心
安心
② 生産技術と安全・

(2) 安全・安心を考える

③ 「食の安全・安心」とは何か

④ 安全を支える制度・仕組み

〈各論：安全・安心に係わる技術論的講義〉

(3) 生産の新たな展開を考える

⑤ 環境に優しい農業とは
⑥ 持続可能な農業とはどの
ようなものか

(4) 安全の基準・生産管理

⑦ 安全の基準はどのように決められ、どのような対策
があるか

⑧ 農畜産物の品質とは何か、それをどのように管理す
るか

(5)加工・貯蔵

⑨加工・貯蔵に微生物はどのように係わっているか

⑩衛生品質の向上と品質管理

(6)食文化

⑪消費者は何を求め、生産者はどう応えているか(食文化と消費者動向)

文化と消費者動向)

⑫都市と農村の交流・地産地消と安全・安心

〈地元学・地方学：地域を考える〉

⑬郷土論

⑭農業発達史

⑮風土と産業

以上をテーマにした講義を各サテライトで、テレビ会議システムを活用して同時に受講できる体制となっています。受講登録者数は一二四名となっています。都合によって受講できなかった講義は、インターネット上で録画した講義を視聴できるようにしています。

マイスターコースは、講義の他にフィールドワークとして興味ある事柄について調査し、レポートを作成することにも取り組んでいます(七八号参照)。テーマは、実際に農作物を栽培して調査するもの、インターネットを活用し

た農業や地域の情報発信について取り組むもの、地元農産物の消費量などから地産地消の実態を見たいとするもの、農業振興に向けた施策を考えようとするもの、等々さまざまです。テーマを取り上げた背景などを話し合う場は受講生同士、受講生と大学の担当者との交流の場ともなり、互いに貴重な経験をしています。生産者と消費者が各々の立場や考え方を理解し合う機会となっています。

3. 地域と大学の連携拠点：地域振興に向けた総合的な取り組み

サテライトでの取り組みについては、本誌七九～八三号にレポートとして紹介したように様々な課題に取り組んできました。課題の設定にあたって、事前に地域で課題や要望の調査を行っています。そこで出されていた要望は以下のように区別できます。①学生だけでなく社会人も含めた教育活動、②地域振興策の検討、③環境保全に対する教育研究、④担い手養成対策への支援、⑤農業経営改善に対する支援、⑥その他。これらを基に、サテライト毎に、地域での優先度や担当する教員の分野も考慮した課題を設定しています。この間の主な取り組みとして①については、社会人を対



別海サテライト



富良野サテライト

象としたマイスターコースの開設、②については、富良野や訓子府での実態調査・事業企画や各種委員会等への参画、道央における振興計画策定支援、③について、鹿追や道央における堆肥の利活用に関する調査研究、④について、訓子府での後継者を対象としたアンケート調査、⑤について、別海・浜中での営農情報のデータベース構築と分析プログラムの開発による営農改善支援、浜中での放牧酪農講座の開講、⑥について、講演会や研修会等の開催などをあげることが出来ます。研究員が駐在しているサテライトでは、駐在員の専門分野に係わりなく様々な課題や要望も持ち込まれています。

これらの取り組みには、サテライトでの取り組みを支えて頂くため、サテライト研究員に委嘱した農協や役場の職員に大きな役割を果たしていただいています。地域の課題の掘り起こしや取り組みの調整など、大学と地域とを繋ぐ役割が大きなものであることが特筆されます。

4. 連携事業の新たな展開 ～地域と大学の連携強化を目指して～

三大学の連携事業の特徴は地域にサテライトを設け、そ

こを拠点に教育研究・地域振興支援に取り組むことにあります。教育・社会貢献プログラムはサテライトの機能を十分活用して取り組まれてきましたが、弱点や課題を残しています。

連携事業はサテライトを設置した地域の自治体の代表者等で構成される評価委員会を設け、取り組みの評価を受け、要望を伺いながら進めてきました。評価委員会では、

- ・ 大学と地域との連携ができたことは財産、継続した取り組みが必要。
- ・ 当初の目標の着地点を見据えて取り組みを継続していくことが必要。
- ・ 地域が抱えている課題を的確に捉え、時宜を得た取り組み。より連携を強めていきたい。
- ・ 博士研究員の配置が取り組みの力となる。多くのサテライトに配置を。
- ・ サテライトでの活動について地域での認知度をさらに高める必要。
- ・ 社会人教育プログラムは新規就農者研修や担い手育成プログラムとの結合も検討が必要。と取り組みを評価する意見が多く出されていますが、一方では
- ・ 緒についた段階であり、継続できるかどうかが課題。

・ 機動性を求めたい。より短時間に課題解決への提案を期待。

・ 取り組みが一部の担当者に負担がかかり過ぎ。連携事業である以上、組織的な対応が重要。との指摘もあります。三大学が連携戦略によって取り組みを進める基盤をしっかりと造り、継続していくことが求められます。

また、中央教育審議会大学分科会において、「大学間連携による地域の人材育成需要に対応した教育プログラムの推進」として新たな大学の役割が検討されていますが、促進の方策例として、本事業のサテライトを拠点にした活動が紹介されています。三大学連携事業が大学の教育研究や地域貢献のあり方の一つのモデルと見られています。

このように地域からも、中央からも評価を受けている事業内容ですが、多くの課題も見えてきました。

三大学連携事業は「各々持っている特徴ある資源を有効に活用して」、①食の安全・安心に関する学問領域の総合化を図り、②専門的職業人育成（教育プログラム）と農業振興（社会貢献プログラム）とを結びつけて取り組むことにしています。この取り組みの拠点が三大学で設置した「地域拠点型農学エクステンションセンター」であり、地

域に設置したサテライトです。しかし、ここに参画している教職員はスタート時からあまり変わらず、地域の多様なニーズ・課題に対応する体制を作りあげるに至っていません。「教員と地域との連携」から「大学と地域との連携」へ一歩踏み出した段階にあるといえます。

三大学連携は文部科学省の事業予算を活用して取り組んできました。事業期間終了とともに事業に掛かる費用確保が課題となっています。連携事業は大きな目標を掲げていますが、その取り組みを支える費用のすべてを大学の予算や補助事業に頼ることに限界があります。地域の教育プログラムや社会貢献プログラムに掛かる費用は受益者に負担をお願いすることが必要となり、既に一部負担を頂いています。その際、費用負担に応える内容が求められます。大学が培ってきた教育・研究の資源を十分活かしてその期待に応えていく体制が必要となっています。

さらに、複雑多様な地域のニーズに対応するためには、公設研究機関や農業団体、普及機関等との連携も必要になります。これら機関との連携も掲げていましたが、会議等への参加に留まっています。三大学連携事業の内容をさらに発展させるため、これら機関が連携できる「北海道エクステンション連合（仮称）」の設立を掲げ、協議を始めてい

ます。さらに協議を進め、目標と手段の明確化と共有化を図っていくことにしています。

今後、教育と研究を基盤にした社会貢献の活動が大学に強く求められます。そのことは、中央教育審議会での論議や文部科学省の施策に色濃く現れてきています。三大学連携事業で掲げている目標はこれに合致したものとと言えます。これを実現していくためにもっとも必要なことはコーディネート機能の確立と強化にあると言えます。これまで、「地域拠点型農学エクステンションセンター」とサテライトがその機能の一部を担ってきましたが、大学間で連携事業をコーディネートするしっかりと組織と制度を創っていく必要があると考えます。

三大学連携事業は基盤づくりを終え、本格的に事業推進に取り組む段階に入り、大きな役割をもっている「農村サテライト」をしっかりと育てていきたいものです。

完

社会資本の整備と北海道

帯広市 前市長 砂川 敏文

砂川 敏文(すながわ としふみ)

昭和23年（1948）1月 香川県大川郡志度町生まれ
 昭和41年（1966）3月 香川県立高松高校卒業
 昭和45年（1970）3月 帯広畜産大学草地学科卒業
 4月 農林省入省
 昭和47年（1972）4月 北海道開発庁出向
 平成9年（1997）10月 農林省退官
 平成10年（1998）4月 帯広市長就任
 平成22年（2010）4月 帯広市長退任



為政者のやるべきこと

国民の安心と安全の確保は、国家のあるいは為政者の国民に対する最大の責務です。

近代国民国家においてはもちろんですが、古代都市国家や部族集団でも、仲間や仲間の住む土地を外敵の侵入や脅威から守ることが、最初で最大の指導者としての仕事でした。

近頃、わが国の国境域、尖閣諸島、竹島、北方領土などで中国、韓国、ロシアなどが挑発的な行動を活発化させています。これは政権交代で誕生した新しい日本の政府の、この大切な責務に取り組む姿勢と意思とそしてその能力を試しているものと思われまふ。ふらふらとしている、その足元を見られているのかもしれない。世界の現状をしっかりと深くそして冷静に分析して、確固たるわが国の安全保障政策、特に外交と防衛に関する諸施策を、大方の国民の合意とともに進めてほしいものです。

人が人らしく生活するために必要なもの

もうひとつ国としての大事な仕事があります。人が人らしく生活するために必要な生活基盤や産業基盤などの社会資本を整備し国民に提供することです。

ローマ帝国の皇帝は、外敵からの防衛を第一の任務と心得、大きな国境線の維持に腐心し精力を尽くしました。それと同時に社会資本の整備を公共事業として強力に進めました。ローマを中心として帝国内の諸都市をネットワークする高規格な舗装道路路（ローマ街道）の建設は、人や物そして情報の大量かつ高速な流



アッピア街道（ローマ市内）



ローマ水道：ポン・デュ・ガール（フランス）

通を可能にし、経済活動を飛躍的に高めるとともに、いざというときの軍団の速やかな移動を保障しました。日本の律令国家も山陽道や東山道などの基幹的な街道を建設しました。大幅員で線形もよい立派なものだったようです。いずれも今風に言うと、高速道路網の整備を国家プロジェクトとして強力に推進したということでしょうか。

水は万人の生活に欠くことのできないものです。特に乾燥気候の地中海世界では、水源の確保と都市への安定的な供給は重要課題です。山間の水源から都市へ清らかな水を大量に運ぶ水道の建設が公共事業として行われました。大規模な水道橋の遺跡が残されています。あわせて下水道も整備されました。おかげでローマ

などの市民は清潔な水をふんだんに使い、毎日入浴を樂しむなど、衛生的で快適な都市生活を享受することが出来たのです。

水はありがたい天の恵みですが、時として生活を危うくする脅威にもなります。中国に「水を治めるものは天下を治める。」という言葉があります。古代帝国以来、中原を潤す大河川の治水事業を行い洪水を防ぎ水運を盛んにして、庶民の生活を安定させ経済を振興することの出来る者こそが天子たりうることだと思えます。現代中国で黄河がしばしば断流現象を呈するそうですがどのように考えればよいのでしょうか。家康の入府以来いち早く、江戸幕府は後背地である関東平野を乱流する利根川や荒川、鬼怒川などの大河川を対象に瀬替えなどの治水事業を進めました。その



立川市内を流れる玉川上水
延長：43km 取水元：多摩川（羽村取水堰）
流域：東京都 備考：国の史跡

結果、江戸市街地の安全度は高まり、舟運も盛んになり、広大な荒地の開拓も可能になりました。また玉川上水の開削を督励して江戸市民への上水の供給を確たるものにしました。羽村の堰から四谷大木戸までの十余里は開渠で、そこからは木製や石製の管路を江戸市中に張り巡らし、市民の生活用水を安定的に供給する体制を整えました。これらの事業が、豊かな関東平野を後背地に持つ大江戸発展の礎になったのです。

必要な社会資本の変遷

「人が人らしく生活するために必要な社会資本」といつてもその範囲や中身は時代時代によって変わってくることは明らかです。明治の十勝開拓の壮途といわれる民間結社晩成社はバターなどの

乳製品の製造はじめ数多くの先進的な事業に取り組みましたが、その殆どが失敗し、晩成社の理想の実現も不本意な結果に終わりました。リーダーの依田勉三はあるとき「道があれば、道さえあれば（晩成者は成功していた）・・・」ともらしています。勉三は現代の高速道路のような道を望んだわけではありません。四季を通じて馬車が安全に通れる道があればよかったです。しかしそれでは現代の社会資本としては不十分なことはいうまでもありません。

社会資本として伝統的なものは、治水や海岸などの国土基盤、道路や鉄道、港湾空港などの交通流通基盤、土地改良や森林整備、漁港などの産業基盤、上下水道や公園などの都市生活基盤などがあります。現代においては光ファイバーネットワークのような、情報通信基盤も不可欠です。新しく必要になる社会資本が増えるとともに、それぞれの類型の中で質的な高度化が進んでいます。さらにいえば医療や年金などの社会保障、教育や基礎的な科学技術の振興の制度といったソフトなシステムも大事な社会資本ということも出来ませんが、ここでは触れません。

縁の下での力持ちとそれを支える人たち

こうした社会資本の整備には多額の費用がかかり、長い時間を要します。一方その効果については目に見える形や数字で示すことはなかなか難しく、社会や経済が順調に運営されている平時においてはわれわれ市民がその恩恵を意識することもあまりありません。多くの社会資本の整備が利潤を追求する民間事業ではなく、

公共事業あるいは公的事業として進められている由縁です。

二〇一一年九月北海道地方は低気圧などの影響で大雨に見舞われ、道央、道東など広範囲で大洪水になると心配されました。十勝地方でも十勝川が増水し、支流の音更川で大きな被害が出たことは記憶に新しいところです。しかしながら、これだけの雨が降ったにもかかわらず、この程度の被害で収まったのはこれまでの十勝川の治水事業のお陰だと私は思っています。

十勝川本川では上流の十勝ダムをはじめ、帯広市街中心部に近い十勝大橋地点で行われた木野引堤事業（堤防の間を広げ川幅を広くする）や千代田堰堤付近

で新水路を開削した千代田新水路事業などが効果を発揮し、帯広都市圏を洪水から守りました。

帯広の市街地は貫流する帯広川や売買川の氾濫に常に悩まされてきましたが、札内川に合流していた帯広川をより上流で十勝川の本川に直接落とす帯広川放水路や、売買川をより上流で札内川に落とす売買川放水路が、上流の札内川ダムと合わせて効果を発揮し、今回の大雨でも帯広の市街地は大きな脅威を感じること



千代田新水路

とはありませんでした。帯広市街の洪水に対する安全度は飛躍的に高まっているのです。私も千代田新水路と売買川放水路の状況を観察しましたが、もしこれらが完成していなかったらどういう状況になっていたかと、背筋の寒くなる思いがしたものです。

開拓以来北海道は寒冷な気候のため、米作など農業の限界地でした。三年に一度は冷害に見舞われ収穫が不安定。やっと収穫できても品質が悪くて買い手がつかないという状況だったと思います。ところが今は全国一の大農業地帯になっています。この背景には冷涼な気候に適した酪農畜産の振興や甜菜などの作付け、日本でもトップレベルの美味しさを実現した米に代表される麦や野菜など作物の品種改良の営々たる努力。そして各種の栽培技術や貯蔵技術の改良進歩があることはもちろんですが、もうひとつ土地改良など農業基盤整備の進展が与かって大きな力を発揮しています。湿性火山灰地が広く分布する十勝では農地の排水をよくす



昭和50年8月22日～24日
帯広川の溢水氾濫により湖と化した住宅街（帯広市西13条南2丁目付近）

ることが生産性向上の鍵でした。排水が悪いと地温がなかなか上
がらず冷害というか湿害、冷湿害の様相を呈するのです。十勝の
優良な大農地帯誕生は明渠排水や暗渠排水などの排水改良を中
心とする農業基盤整備の成果ともいえるのです。まだまだこのよ
うな事業が必要なところがありますし、既に整備された排水設備
は日常の維持管理が欠かせませんし、経年による老朽化に対応し
て更新改良が必要です。このようなことを来帶された高名な評論
家に話したところ、やはり必要な基盤整備事業、公共事業は着実
に実施することが大事だということで意見が一致し、心強く思い
ました。近年公共事業性悪説、不必要論、無駄使い論が幅を利か
せているように思えるからです。

たしかに公共事業をめぐって国民の信頼を揺るがするような不祥
事が頻発したことは本当に残念なことです。関係する人や組織、
企業の中には不心得者が後を絶たないの事実です。しかしそうし
た例は全体の中ではごく少数です。殆どの者は「自分は仕事を通
じて日本の社会を基礎の部分で支えているのだ」という自覚と誇
りを持って、使命感とともにまじめに仕事に励んでいるのです。
計画や事業の立案者は国民の安心安全や福祉の向上、地域の発展
を願いながら。現場で作業をする人はいつか「これは俺の仕事
だ」と孫達に自慢できる日を夢見たりしながら。

と言ってもそうした使命感や思いに頼るだけでは不都合が出て
くるのを防がないというのがこれまでの経験ですので、公共事業
の立案、予算、執行といった一連のシステムを見直し、改善する
ことが必要だと思います。現にいろいろな改善策が講じられてき
ていきますので、さらに良いものになるよう期待しているところ

す。

いずれにしても、社会資本の整備、公共事業の意義や必要性は
人間の社会、歴史が続く限り変わらないと考えているのです。

旅する民俗学者と言われた宮本常一は、日本中殆どの町や村を
自分の足で歩き調査したそうです。農村、山村、漁村の多くの集
落を尋ね古老の話を聴き、古来の暮らしの様子を記録し、高度成
長期に起きた大きな変化を確認し、今後の集落と住む人たちの行
く末を案じる宮本。海の民の住む離島集落の維持振興にも心を砕
き、「離島振興法」の父ともいわれます。日本中に無数にある小
さな集落その全てに人が暮らしています。住民の生活の基盤を整
え生活の糧を確保する実践のひとつの表れと考えています。宮本
に共鳴し行動をとみにした人たちの中に、山村振興を担当する林
野庁や漁業振興に携わる水産庁の職員が何人もいたと聴くと、日
本の公務員の良質な一面を改めて発見した思いで嬉しくなります。

国土の均衡ある発展と新しい風土記

東日本大震災や原発事故、最近ではタイ国の大洪水など大きな
災害や事故に遭遇して、いま「レジリエンス」の大切さが盛んに
言われています。精神科や環境分野で主として用いられる言葉で
すが「困難な環境を生き延びる適応的な能力」のことです。個人
や企業、地域社会や国家などに「レジリエンス」がきちんと備
わっていないければ、全てが順調な平常時は問題ないけれども、非
常時、有事に直面すると破綻をきたし崩壊の危機に瀕するなど、
大混乱に陥りかねません。

一極集中と多極分散、大規模集中と小規模分散、中央集権と地方分権、官僚化した大企業と小回りの効く中小企業、どちらの「レジリエンス」が高いかは容易に想像できます。社会経済の諸制度、国土経営の考え方、企業経営の有り様などにおいて、平時の効率を重視する観点と有事の「レジリエンス」の観点の双方をきちんと評価し、慎重にバランスをとっていくことが大事です。

戦後復興期、高度成長期の国土計画である「全国総合開発計画（全総）」、「新全国総合開発計画（新全総）」は、「多極分散型国土」あるいは「国土の均衡ある発展」という理念を具体化しようとしたものであると考えています。そしてそれは一定の成果を挙げてきました。

今急速な発展を遂げつつある中国の地方幹部の一人は日本から学ぶべきこととして、「環境生態系への配慮、都市部と農村部の格差が少ないこと、人々の仕事に対する真面目さや責任感の強さ」の三つを挙げています。同じく中国を追走する大国インドのある有識者は「日本の過去の発展プロセスからインドが学ぶものは多い。国土の均質な発展もそのひとつ。どんな地方都市も道路や鉄道、病院などの基本的な社会インフラが整っている。インドにはまだ水道設備も電気も電話も無い農村が多い。」旨述べています。期せずして高度成長期の社会経済が直面する課題のひとつが明らかにされていると思います。

しかし、「国土の均衡ある発展」は高度成長期だけの課題なのでしょうか。人口の爆発的増加が収まり高齢化が進んで経済も安定した社会にあっても、常に追求すべき理念であると私は考えています。特に狭い国土に多くの人口を抱える日本にとっては重要

ですし、その実現は、他の大国に比べれば容易であると思います。もちろん、そのための地方部の整備に必要な基本的社会インフラの内容は、時代によって変わってくることは先に触れました。

国土の均衡ある発展を追及することで小規模分散ネットワーク型社会の姿が見えてきます。いざというときには被害やその全体への影響を最小限にとどめ、短時間での回復を可能にする、「レジリエンス」にとんだ強くしなやかな日本が作り上げられるのです。そのとき、北海道をはじめ日本の各地方、各地域は個性を生かしながら地域力を高めしつかりと国土を管理し、住民の福祉の向上に努めていることでしょう。律令時代の風土記とは異なった、華やかで誇り高い新しい時代の風土記がたくさん編まれるのを期待しているのです。なかでも新しい「北海道風土記」が一番中身が豊富で充実し、楽しいものであることはもちろんです。



『知内町ニラ生産組合』創立四〇周年にあたって

上磯郡知内町 大嶋 貢

知内町と言えば「ニラ」道南で農業を営んでる方なら、ほとんどの方がそう答えるでしょう。

知内町は一次産業が盛んな町で、漁業ではカキ・マコガレイ等も有名であり、山の幸・海の幸が豊富な町です。

私は、この知内町ニラ生産組織の役員を務めております。このたび、生産組合が創立四〇周年を迎えることとなり、こんにちは創立四〇周年記念式典の実行委員として、日々準備に追われています。

昭和四五年に始ったニラ栽培は、試行錯誤と永年の研究の蓄積で、今では産地化が進み、共販体制、品質・規格の統一化により、安全・安心なニラを消費地に供給出来る、生産体制の構築をすることが出来ました。又、共同作業を通じて仲間作りを行い「人の和」による組織活動から北海道を代表する一大産地となりました。

この四〇年の歩みは、まさに激動の歩みでもあり、長い歴史の中で今日の姿があるのは、発足者の八名並びに関係者が幅広い視野と先見の明を持ち、時代の流れを的確に把握され、かつ冷静なる判断・英断を持って、組合の針路を定められたものであり、その先人達の功績で成り立っています。

知内町ニラ生産組合には理念があります。

一つ目に・・・

共同作業を通じて仲間作りを行い「人の和」による組織活動を行います。

二つ目に・・・

常に良質のニラ生産に努め、消費者に支えられた「ニラ」だという事を常に忘れません。

三つ目に・・・

北海道を代表する産地としての自覚を常に持ちます。

この三つの理念をニラ組合員は常に掲げて、

今日まで培った信頼を崩さぬよう努めおります。

今後、益々多様化する環境に即応すべく、生産者のもとより、役員一同新たな目標に向って誓いを立てています。

全道を代表する産地の皆様、負けず劣らず、頑張りましょう。





投 稿

堅実な経営展開を行う佐呂間町「株式会社はまほろ」

― 注目される社員教育と構成員の意思疎通の徹底と効率的経営に向けた様々な取り組み ―

フリージャーナリスト (元北海道農業会議職員) 村 元 健 治

■はじめに

担い手問題がわが国農業・農村問題の大きな問題としてクローズアップされる中で、企業の経営感覚で農業経営を展開する法人が注目されている。

そうした中で、とりわけ複数の農家が集まって構成し効率的かつ合理的な経営を展開する共同経営型法人の発展が強く期待さ

れるところである。

佐呂間町浜佐呂間にある『株はまほろ』（榎林克彦代表取締役）は、そうした法人の一つだが、この法人の注目されるところは設立三年目の段階で、構成員等の意識改革と意思疎通の徹底を極めて重視をしながら、コスト節減、効率的経営に向けた様々

な取り組みを実践して構成員に対して安定した経営報酬等の支払いをしていることだ。そこで本論では、『はまほろ』がどのような取り組みによって今日の堅実な経営を展開することができるようになったのかにポイントを置いて、その活動について報告したい。

■地域の麦作利用組合を継承・発展させて法人化に踏み切る

農業生産法人はまほろは、二〇一一年現在、二人の構成員で、小麦一八三ha、甜菜一二五ha、ソバ一二〇ha、及び大豆八七ha等五五〇haを経営する大規模畑作法人だ。

同社は法人設立以来、構成員の堅い意思統一の下、コスト節減、効率的経営に向けた様々な取り組みを実践して今日至っているが、法人設立が突如としてできたのでは

なく地域の任意の麦作機械利用組合を継承・発展させる形で出来た法人であるという特徴を持っている。そこで、これら法人設立の経過等から見



構成員のメンバー 前列左が檜林代表取締役

てゆくことにしたい。

同社の設立は、正式には二〇〇八年一月に「浜佐呂間」と「幌岩」の両地区の農家一四戸で結成されているが、実はその母体となった組織があった。

それは一九七六年にやはり両地区の農家三五戸で結成された「浜幌麦作利用組合」で、小麦の収穫・乾燥を共同で行う任意組織で、当時両地区にあった農家の半数強ほどが参画していた。

その利用組合は、その後、取り組み作物を畑作物一般にも広げて名実ともに生産組合となってゆくとともにメンバーも増え、一九八六年頃には参加農家も四六戸に達した。

その後は、参加農家が徐々に減り始め一九九六年には、三〇戸くらいに減ってしまった事となった。

そうした傾向はその後も続き、二〇〇六年頃には高齢農家はもちろん、中堅農家まで含む農家の離農が相次いで、ついに一八戸となってしまった。

このことは、組合として共同作業を維持していくことに限界を感じさせるところとなり、真剣に今後の対応を考えざる得ない状況に直面した。

そこで、その対応について検討する組織として二〇〇六年に法人化プロジェクトチームが立ち上げられ、本格的に検討が始められた。

二年間かけて検討の結果、二〇〇八年の一月には念願の法人立ち上げとなるが、この法人化の検討は、正式には上記の通り二〇〇六年からとなっているが、実はその一〇年前の九六年頃から既に検討事項として視野に入れて、メンバーの中で協議されてきたという経過がある。

法人化の狙い・意義から始まって、法人の設立の仕方、実務運営を含めて先進地視察を交えながら一二年ほどは構成員の中で研修を行ってきたのである。

したがって各構成員とも十分に納得・理解をしたうえで、法人化に踏み切ったといえるが、こうした法人化設立に向けたいわばソフトランディングとも言えるべき取り組みがあったことが、その後のスムーズな設立と順調な運営をもたらしている要因ともなっているといえよう。

■参考になる法人化設立に当たっての資産の引継ぎの仕方等

～とりわけ注目されるポイント制に基づく農地の賃貸料査定～

そこで、次に、その法人化設立とりわけ

共同経営型の法人にとって、なかなか難しいといわれる資産の引継ぎ等において着実なるやり方で進めたなど今後の同型法人を進める人達にとっても、非常に参考になる取り組みをしているので、紹介することにした。

まず資本金の関係であるが、設立時には九一五万円となっている。

この内訳は言うまでも無いが構成員となった人達の出資金がメインである。このほか同社では会社の母体になった前組織つまり麦作利用組合・生産利用組合の解散時の資産も引き継いでいる。このことは、同社にとっては、引き継ぐべき資産が非常にラッキーなことだったと思われるが、いずれにしても資本金の充実強化につながったといえる。

次に構成員の資産の引き継ぎの関係だが、資産のうちメインを占める農地と機械・施設についてそれぞれ見ると、まず農地については、構成員の農地は全て法人にリース

となっている。

問題はそのリース料、つまり賃貸料（小作料）だが、これはその地区にある農業委員会が小作料の参考標準額として示している顔をそのままストレートに使用するのはなく、当該構成員農家はもちろん農業委員会、農業改良普及センター等の関係機関も入ったところで、現場で圃場の実情を勘案しながら決めるという大変、注目すべき取り組みを行っている。

この方法は同社ではポイント制と呼んでいるが、要するに圃場一筆ごとに土地改良形状、収量等について調査してポイントとして積み上げるといふもの。

したがって圃場ごとはもちろん、農家ごとにもその評価（査定）額は異なってくるというもの。

要するに一律に地域の平均的な、あるいは標準的な小作料を使わないで、圃場一筆ごとに調査をして決めているのである。

次に機械の引継ぎでは、基本的に全ての機械について法人側が買い取りもしくは

リースを行っている。リースの場合、次の施設も含めて五年間という限定された期間内の支払いとなっている。

施設については、これは個人のものを全て引取りするのではなく、あくまでも法人の運営管理にとって、必要な範囲内で構成員からリースをするという仕組みをとっている。

この機械・施設における法人の対応は、とかくすると構成員の立場を考慮して全て引き取り（買い取り、もしくはリース）の形になるケースが間々あるが、同社の場合、そうした対応ではなく会社の立場から判断して対応したという側面が強く参考となりえよう。

なお、資産の引継ぎに関連して負債についても見ると、これもおうおうにして法人側が、構成員の負債を丸ごと引き継ぐケースがあるのだが、同社の場合は個々の構成員に残す形ですすめ会社側が引き継ぎをしなかった。

したがって個々の構成員の負債は、法人

から貰う経営者報酬等の中から返済していくという仕組みだ。

法人側はこうした状況を踏まえて、彼らの負債がスムーズに支払ってゆけるような

水準の経営者報酬を支払うということを進めて行ったことはいうまでもない。

■徹底した構成員等の意識改革と意思疎通の取り組みとコスト節減、

効率的な法人企業経営に向けた様々な取り組み

そこで注目される同社の活動だが、特筆すべきことは、同社では従業員を含めた社員（構成員）を対象とした意識改革に向けた社員教育と意思の疎通を図ることを徹底して行った上で、コスト節減、効率的な法人企業経営に向けた様々な取り組みに挑戦してきていることである。

徹底した構成員等の意識改革と

意思疎通の取り組み

最初に意識改革等の取り組みから見ることにしたいが、実は既に紹介してきたように同社では一〇年強にもわたる法人化へ向けての検討の中で、これら意識改革も含めて取り組んできた経過がある中で、法人化結成後も依然として重要な取り組みとして継続して実践してきているのである。

法人化に伴う意識改革の問題は、とりわけ個人経営を廃止して複数の農家が結集し

て立ち上げる共同経営型法人の場合、極めて重要な取り組みであることは言うまでもない。

いつまでも個人経営の時のように身勝手かつあいまいな態度でいることは許されなく決められた規則の中で、割り当てられた地位と役割・任務を忠実に果たさなければならぬ。しかもその場合、自分の分野・担当の役割・任務だけを単に果たすという姿勢ではなく経営者の一員の観点に立って、他との連携・配慮の下で責任観を持って望むという姿勢がどうしても必要になってくる。

こうした意識は、従来の個人経営の時代の発想とは、全く一八〇度異なる発想であり、それゆえ、その意識転換は容易なことではない。

したがって、繰り返し継続しながら取り組んでいかなければならない課題といえる。その取り組みを同社は一貫して重要視し

ているのである。

具体的な内容についてみると、一つは社員教育の徹底がある。これは前記したような個人と会社社員（構成員）とはどう異なるのか、会社員としての行動はどうあるべきか等について認識をしてもらうというものの。

この教育には、経営者養成つまり一般企業における幹部教育も含むものだが、いずれにしてもこれら研修教育は、時間をかけて少しずつ行っている。

またこの他に構成員はもちろん従業員を含めて年一回ほど行う関係機関、企業関係者等の人が講師となって行う情勢問題等についての研修も行なっている。

次にこれら社員教育と関わって、もう一つの重要な取り組みである構成員・従業員を対象とした意思疎通の徹底にも十分配慮して行っている。

これについては、一つには「話題の共有」と題する会社が抱える課題等について

社長だけでなく、全員が自分たち一人ひとりの共通した問題であるという認識に立てるよう常に心がけている。

もう一点は、取締役会の定期的な開催（農繁期は月一回、それ以外は二回）、その他従業員も含めた全体会議の開催（月一回）並びに毎朝のミーティングの開催など一連の諸会議をきちんと行って法人に関わるメンバーの意思疎通を図ってきている。

以上記述した教育研修の徹底を通じた意識改革のみならず、構成員・従業員も入れた意思疎通の徹底を通じて、一人ひとりの経営に対する意欲と責任感を高めていくことにより効率的・合理的な法人企業経営を展開させていくことにつながっているとと思われる。

コスト節減、効率的な法人企業 経営に向けた様々な取り組み

そこで、次に意識改革、意思の疎通の下で、コスト節減、効率的な法人企業経営を展開させていくことにつながっている取り組みについて、そのポイントを紹介することにした。

その一つ目は、法人の生産コスト削減に

向けた取り組みだが、生産資材の大量取引の有利性を活かした商取引を行っていることだ。

言うまでもなく五〇〇haを超える経営規模ゆえ、使う農薬、化学肥料の使用量も極めて大きい。

そのことを活かして、一括注文することにより割引の恩恵を受けるため同法人では、地元の農協のみならず商系も含めた取引により、できるだけ安く購入するという姿勢を貫いてきている。

二つ目は、これもコスト節減に関連したもののだが、いわゆるIT農業の実践を通じて施肥、農薬散布を適切に行っていることである。

これは施肥の場合では、土壌診断を行ったうえで、肥料設計をし、それをコンピュターにプログラムして機械で施肥を行うというもの。

また農薬についても、病害虫の状況等を判断して適正量を散布している。

要するに無駄を省き、最適な量で、最大の効果を狙うという論理である。

三つ目は、やはりこれらもコスト節減につながるものだが、冬季間に機械の保守・修理等を自分たちの手で行っていることで

ある。

北海道の畑作農家等耕種型農業にとって作物を栽培できず半年近くもある冬季間を如何に無駄なく有効に過ごすかということが大きな課題となっている中で、同法人のこの取り組みは、機械の保守・修理を通じてのコスト節減のみならず春からの本格的営農をスムーズに行っていくための準備作業としても意義あるものといえよう。

四つ目は、収量増加と機械の効率的利用等を図るための土地改良と基盤整備にも積極的に取り組んでいることである。

これは五年計画で進めてきているもので、収量増加に向けては暗渠排水、客土を進めており、これらが終了次第、農地の集団化を進めていくと目下、取り組んでいる最中である。

五つ目は、有能な人材を外部から積極的に導入していることである。

スタート時から比較して、今日構成員は二人少なくなっているが、これは定年制の六五歳に達したため、その規定に従って退職し少なくなったというもの。

その穴埋めをどうするかということでもあったが、構成員の子弟自体がいなかったり、いてもまだ小さいとかの理由で期待できな

い状況であった。

このため、外部に意欲のある有能な人材を求めてゆこうという狙いでこれまで四人ほど研修生という形で採用し、そのうち二人を現在、従業員として処遇している。

実は榎林社長が「法人化の狙いも、この有能な人材の確保ということにあった」といみじくも言うように、安定した給料はもちろん、就業規則、社会福祉厚生完備された法人こそ有能な人材確保が可能という正に法人設立のメリットを活かした取り組み例ともいえる。

六つ目は、人材確保にも関わってくるが、



付加価値対策として取り組んでいるソバ屋



客で繁盛している店内の様子



メニューの一部

補助事業等をうまく活用していることである。

その一つは、研修生としての受入に当たって、農水省が行う研修生を受け入れる農業法人に研修実施に要した費用等を助成する「農の雇用事業」(二〇〇八、二〇一〇年)の活用を図っているということである。またもう一つは、これも農水省が行った「担い手経営革新モデル事業」の麦、大豆大規模経営実証に対する助成を受け(二〇〇八年)、法人のスムーズな財務運営にも役立てている。

いずれにしても、こうした法人が活用で

きる国の補助事業等の支援制度・事業を機敏に活用するという取り組みを着実にやってきているということである。

七つ目は、付加価値農業としての取り組みも行っていることである。

これは具体的には、生産組合の時代から取り組んできたソバについて、地元でも意外と知られていないことと、メンバーの中にもソバ打ちができる人たちもいるということもあって、生産だけでなく付加価値を付ける意味で「ソバ屋経営」を法人立ち上げの年から行ってきた。

全くその経営がこれまで関わってこなかった作物・品目を選ぶケースが意外に多いが、この点、榎林社長は「チャレンジ精神で取り組んだが、何をやるかについては一〇年間栽培に取り組んできた経験とソバ打ち技術を持っていてということを活かしてソバ屋に決めた」と語っている。

この点も、正に無理をしない堅実な選択の仕方といえよう。

八つ目は、法人の効率的・合理的経営に直結するものではないが、地域重視、地域とともに歩むという姿勢を堅持していることである。

これも法人の中には、地域から遊離している法人が意外と多い中で、この法人の姿勢は大変、注目されることもある。

榎林社長は「地域の人達で作られた法人なので地域を重視していくことが大事だと思っている」と語っているように、地域のために貢献してゆきたいという願いが込められている。

具体的には、集落の共同出役、自治会活動などに構成員を法人の業務として参画させるのみならず、構成員が個人の立場でそれら活動に参加せざるを得ないときも出やすいように配慮を行っている。

経営者報酬をベースに農地、機械・施設の賃貸料を構成員に支払い

以上、記述した構成員等を中心に意思統一の下、コスト節減等に向けた様々な取り組み・挑戦が功を奏して、同社の売上は四

億円強（二〇〇九年）に達した。

こうした中で、構成員に支払われる経営者報酬（給料）も六六〇万円をベースに農地、機械・施設等のリース料も加わる形で安定した水準で支払われてきている。

ベースになる経営者報酬は、スタート時には一律だったものをその後、「責任分野ごとに、若干色を付ける」（榎林代表取締役役）という具合に、一部、手直しをしている。

同社の場合、構成員に支払われるものは、このベースになる経営者報酬に加えて農地の賃貸料（小作料）と設立五年間という限定期間に支払われる機械・施設のリース料からなる。

このように同会社では、法人立ち上げのとき、既に紹介したように構成員の農地並びに機械・施設については、基本的に法人にリースをする形で進めてきたゆえ、その見返りとして賃貸料が経営者報酬に加えて支払われるというという仕組みとなっている。

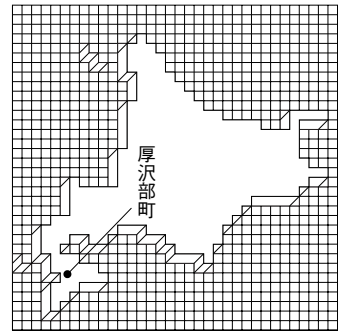
構成員が個人経営の時代に抱えていた負債についても、そのまま個人に残しておりそれ故、構成員は受け取った報酬等の中から負債の返済をしていくことになっている。

いずれにしても、そうした個人の負債返済こそあるものの、それなりの安定した経営者報酬等を同社は構成員に支払っている、或いは支払いが可能だということは、上記で見たようなコスト節減はもちろん合理的経営に向けた様々な挑戦・取り組みが、究極的に収益性の高い効率的かつ堅実な経営をもたらしていると言えるよう。

以上、記述してきた「株はまほろ」の取り組みは、共同型法人を結成・運営していくに当たり、十分踏まえておかなければならない点を踏まえた正に堅実、かつ着実な取り組みをしている先進事例としても大いに、参考になる事例として注目されよう。



連載



あのマチ・地域おこし活躍中
このムラ

No.64

厚沢部町の事例

「森と大地の夢を育むまち」を
キャッチフレーズとした地域振興―

北海道の中では古くから開拓され、メークイン（じゃがいも）をはじめ、大根、コメ、光黒大豆などの農産物に恵まれ、時流に逆行して「世界一素敵な過疎の町」を掲げている厚沢部町を紹介する。

1. 厚沢部町の プロフィール

厚沢部町は、函館市から北西に車で約一時間一五分、北海道

南西部、檜山振興局南東部にあ
る農林業を基幹産業とする町で、
面積は四六〇・四二km²、人口密
度一〇・二人/km²である。

地名の由来はアイヌ語で、
「アツ・サム（榆皮・のそば）」
「ハツチャム・ベツ（桜島・川）」
といった諸説がある。

古くは松前藩の所領で、延宝
六年（一六七八年）同藩のヒノ
キ山開放により、この伐採のた
め本州から杣夫（そまふ）が渡来した。農
業を副業として定着し、各河川

流域の開墾が始められた。

明治五年（一八七二年）北海
道開拓使の管轄となり、明治九
年（一八七六年）俄虫村戸長役場
を設置。明治三九年（一九〇六
年）四月に二級町村制を施行し、
村名を厚沢部村とした。昭和三
五年（一九六〇年）字名地番改
正、昭和三八年（一九六三年）

三月に町政施行し現在に至る。
気候は年間を通して湿度が低
く四季がはっきりとしている。
暑さ寒さも適度で極端に暑く

なったり寒くなることも少ない。
年平均気温八℃、最高月平均気
温二五℃、最低月平均気温―五
℃、年間降水日数七〇日、年間
降水量一、六二五mm、最大積雪
深五八cmと、寒さが厳しい北海
道の中でも南に位置するためか
比較的温暖で自然を楽しむなが
ら生活できる。

人口は幼年人口（〇～一四
歳）五四一人（構成比一一・三
%）、生産年齢人口（一五～六四
歳）二、七二七人（同五六・九

%)、老齢人口(六五歳以上)一、五二七人(同三一・八%)総数四、七七五人であり、就労人口は第一次産業八四八人(同三四・九%)、第二次産業四一五人(同二七・一%)、第三次産業一、一六四人(同四八・〇%)である。(平成一七年国勢調査より)

2. 植物の北限・南限が重なるマチ

まちの八割以上を森林が占め、



あっさぶふるさと夏まつり
巨大メークインコロケ製作風景



ヒノキアスナロ林



太鼓山

厚沢部川が流れる豊かな自然を有する厚沢部町は、ヒバ(ヒノキアスナロ)や五葉松の北限の地であるほか、トドマツの南限の地でもあり、南北の植物の両方が自生する学術的にも貴重な地域である。

まちの真ん中に「太鼓山」という標高一四五・九mの眺望を楽しめる景勝地があり、春はツツジ、秋は紅葉が季節を彩る。頂上で強く足踏みをする、と「ドンドン」と太鼓のような地

鳴りが起こり、これがこの山の名前の由来と伝えられている。まちの中央を流れる清流・厚沢部川は、鶺鴒^{うずら}川や安野呂^{あんのろ}川をはじめ多くの支流を集め田園地帯をゆったり流れ、鮎釣りのメッカとして知られ、大地に潤いを与えてくれている。

厚沢部町は清流に、田園に、そして森に流れる素敵なふれあいの時間があり、風とたわむれ、清らかな感動に出会うことができるマチである。

3. 江戸時代末期、日本の北限のマチ

松前藩は、江戸幕府により北方警備の役割を担われ、嘉永二年(一八四九年)に幕府の命令で松前福山に築城着手し、安政元年(一八五四年)に完成させた。

松前藩は明治元年(一八六八年)九月に突如、住み慣れた松前城を離れ、約八〇km北にある厚沢部の館村^{たて}の平坦な丘陵地に新城を着工した。松前の地は港を支配するには都合がよいが、海岸線に間近であったため、海からの砲撃を受けた場合にはひとたまりもなかったためである。しかし、館城は同年一月十五日に旧幕府軍の攻撃を受け落城した。

館城跡は(いわゆる)天守閣が



館城址の碑

ある城ではないが）日本最後の和式城郭として高い価値が認められ、平成一四年に国指定史跡となり、厚沢部町教育委員会が平成一七年から継続的に発掘調査を進めている。これまでの調査で城跡は一辺が約二〇〇mの正方形に近い形の外郭線や礎石建物の跡が見つかった。

厚沢部町は、幕末から明治という近代への胎動期に旧幕府軍と松前藩が交錯した、北海道における歴史の通り道があったマチである。

4・メークイン（じゃがいも）発祥のマチ

メークインは、男爵と並ぶじゃがいもの代表的な品種。

メークイン (May Queen) の名前のおこりは、ヨーロッパ各地で五月に行われる「五月祭」で、未婚の女性の中から選ばれた「五月の女王（メークイン）」から来ている。

原産地はイギリスで、エリザベス一世が普及の後押しをしたとされるが、現在イギリスでは栽培されていない。

日本では、男爵が明治末期から栽培されているのに対して、メークインは大分遅れて、大正一四年にかつてこの地にあった北海道庁檜山農事試作場で試作が行われたのが最初であった。以来、厚沢部においては他

の品種と交わることがないようにメークインのみしか栽培されないという徹底した管理の下で生産されているという。

開拓時代の北海道は米の生産が困難で、代わりの主食として寒冷地での栽培が容易なじゃがいもの生産が奨励された。現在でも全国の生産量の八〇%近くが北海道産である。

メークインは病害に弱く、他の品種と比べて栽培の難しい品種だったため、普及には時間がかかり、昭和一六年以前はあまり注目されなかった。また戦時中の食料統制期間中には食用のじゃがいもが男爵に統一されたため、メークインの生産は細々と行われていたが、昭和二四年によりやく食料統制が解除され、メークインの栽培が進められた。

戦後国民の食生活が安定して

から少しずつメークインの需要が伸び始め、昭和三〇年ごろから人気が上昇しはじめ全国的に消費量が拡大した。

男爵は表面がゴツゴツしているのに対して、メークインは俵形でややぼそりしており、芽が浅いために皮がむきやすいという特徴がある。中は黄色で粘りがあり煮崩れしにくいいため、肉じゃがなどの煮物に多く使われる。関西方面ではメークインの消費量が多く、関東方面ではホクホク感のある男爵が多い、



檜山農事試作場跡地（今のJA新はこだて厚沢部基幹支店の裏）にある「メークイン発祥之地」の石碑

という傾向がある。

大正農協（現帯広大正農協）は厚沢部と同じく弟子屈などから種を入れ、昭和二五年から栽培を始め、旧厚沢部農協と手を携え、関西方面から九州にかけて宣伝活動を行い、「メークイ



メークインの収穫作業



ゆるキャラの元祖的存在、カントリーサインにもなっているおらいもくんのマンホール

ン」の銘柄を築き上げた間柄で、今も両者は毎年交流を続けているとのことである。

厚沢部町は、「メークイン発祥之地」であり、メークインの生産に誇りをもっている。おらいもくん」のマチである。（参考文献「記念碑に見る北海道農業の軌跡」北海道協同組合通信社、「みのりへの道―農産物品種物語」日本農業新聞編ほか）

5. 黄金千貫（さつまいも）を作っているマチ

札幌酒精工業（株）が焼酎メーカーとしてのプライドに賭け、創業七〇周年を機に、安心・安全な食品として高い評価を受けている北海道の農水産物を使い、乙類の本格焼酎を生産しようという計画を立てた。さつまいも

の黄金千貫は風味豊かで、でんぷん質が凝縮している大型の芋であることから、本格芋焼酎の原料として最適であるが、暖かい地方の作物で寒さに弱いため、北海道での栽培は無理と思われる。しかし、平成一五年にメークインの一大産地であり比較的温暖な地である厚沢部町で原料となる黄金千貫の試験栽培を三戸の農家に依頼し、その年収穫した黄金千貫を原料に札幌本社工場において乙類の芋焼酎を試験生産し販売した。その名は「喜多里」、北の大地の恵みが大きな喜びをもたらし、農山漁村が豊かになる北海道であって欲しいとの願いが込められているとのこと。その後、育苗、植栽から収穫までのすべてを一貫して行い、平成一八年一〇月に生産地厚沢部町に工場を建設した。黄金千貫は収穫後三、四日程度で劣化し、冷凍保存も効

かないデリケートな素材だからである。遂に当地厚沢部町に、定評のあるメークイン栽培技術と豊かな森からもたらされる良質な水資源との融合が実現したのである。他に厚沢部町産メークイン、厚沢部町および今金町産二条大麦、南茅部産昆布をそれぞれ原料とした三種類の焼酎「喜多里」が製品化されている。



札幌酒精工業（株）厚沢部工場

町、メークイン二町を作付けしている。

農業生産法人株式会社ノアールは芋焼酎の製造過程で発生する焼酎粕を利用し、燃焼用メタ



農業生産法人(株)ノアールの大型温室



札幌酒精工業(株)厚沢部工場の地下貯蔵甕

ンガスの製成と液肥を生産するバイオプラントを工場に併設して建設した。メタンガスの燃焼と工場から排出される蒸留冷却水を利用する熱交換システムを取り入れた大型温室では、黄金千貫の苗の栽培と、ベビーリーフ等の水耕栽培を行っている。厚沢部町は、初めて北海道産本格芋焼酎が誕生したマチである。

6・農業のサポートに全開のマチ

厚沢部町の特産品には他に光黒大豆、大根、とうもろこし、メロンがあり、近年は立茎アスパラガス、ブロッコリーなども生産している。そのような厚沢部町の基幹産業である農業を支えているのは厚沢部町農業活性化センター、厚沢部町農業振興

公社である。

厚沢部町農業活性化センターは平成四年四月に町が設立し、①基幹・主要作物の生産振興、品質向上に関する調査研究、②新規作物・栽培法の調査研究と農業者の新しい取り組みとの連携、③土壌分析・診断事業、④優良種苗の安定生産に関する調査研究などを目的として活動している。

また、厚沢部町農業振興公社は、農家の野菜作付が増えるにしたがい、顕在化する過重労働、労力不足、農業者の高齢化に対する農業者への支援体制の整備を図ることを目的とし、農作業の受託、育苗事業を行うため、町と旧JA厚沢部町が出資し、有限会社として設立された。活性化センターは、最近では、立茎グリーンアスパラガスの厚沢部町での栽培を確立し普及に

努めている。何故露地栽培ではなくハウスの立茎栽培かという点、生産規模的に多くを望めない厚沢部町の事情から、上川・空知の大産地が大量に出す六月、七月を避け、その前後に出荷するためである。土壌分析を活性化センターが、苗の供給を振興公社が、ビニールハウスの資材の購買、アスパラガスの販売をJAが、ビニールハウス導入の補助等のバックアップを町が、技術指導を普及センターがそれぞれ役割分担して農家をサポートしている。

活性化センターの次の狙いはスイーツ品種のさつまいものようである。

農業が基幹産業の厚沢部町は、新規作物などの栽培の研究を重ね、次から次へと農業の新しいアイデアが生まれるマチである。ただし、往時を知る編集者に

とって、大根について作付面積、反収がそれぞれ約二割減少（桧山振興局農業統計H15／H21対比）しているのが気になるところである。



役場内に展示されている厚沢部産のさつまいも

7. 『世界一素敵な過疎の町』を掲げるマチ

厚沢部町は昭和四〇年頃約一万人だった人口が、平成一七年国勢調査時には四、七七五人と過疎化が進む。そこを逆手に取ろうと、平成二二年三月に「素敵な過疎のまちづくり基本条例」を制定し、同年九月に町が一〇〇%出資の「素敵な過疎づくり株式会社」を設立。移住情報を紹介するホームページやパンフレットも作成した。

「世界一素敵な過疎の町」を掲げ、移住希望者を募っている。「最終的に移住してもらうにはハードルは高いが、滞在すれば良さが分かってもらえる」と考え、平成二二年二月、厚沢部建設協会が四棟の移住体験用住宅を建築した。近代的な二階建て

や和風の平屋などさまざまで、家具や家電は備え付けられている。

「過疎だからこそできることや魅力がある」と移住体験事業「ちょっと暮らし」のPRにも熱が入っている。体験用住宅は同年四月から利用され、平成二二年度実績で延べ六九人の利用があったという。

計画には当初、住民から「マインスイメージ」との声も寄せられていたが、同社は総務省などが主催する平成二三年度の過疎地域自立活性化優良事例表彰の「全国過疎地域自立促進連盟会長賞」を受賞した。

過疎を悲観するのではなく、ポジティブに捉えた新たな視点での取り組みは、先進的なモデルとなり、町民の協力体制や今後も高い成果が期待されるという評価を受け、今回の受賞と

なったとのことである。

渋田町長は「過疎対策として懸命にやってきたことに目を向けてもらい光栄」と喜ぶ。表彰式と事例発表は一〇月一三日に愛媛県西予市で行われ、渋田町長らが出席した。

厚沢部町は、今後も農業をはじめとして創意工夫の取り組みが楽しみなマチである。

(社)北海道地域農業研究所

特別研究員 西野義隆



体験型住宅タイプD

掲示板

研究会・研修会等への

報告者・講師の派遣

(平成23年10月～12月)

○「北海道漁連幹部研修会」

主催 北海道漁連

とき 平成23年11月4日

テーマ T P Pの本質と最近の

情勢

講演 太田原 高昭

(当研究所・顧問)

○「平和憲法学習会」

主催 札幌山の手九条の会

とき 平成23年11月5日

テーマ T P Pと私たちの暮らし

講演 太田原 高昭

(当研究所・顧問)

○「T P P問題学習会」

主催 ふるさと十勝ネット

○「平成23年度町会議員・農業委員合同研修会」

主催 長沼町

とき 平成23年11月22日

テーマ T P Pをめぐる論議と

今後の展開予測

講演 黒澤 不二男

(当研究所・特別参与)

(当研究所・特別参与)

○「道南地区法人セミナー」

主催 渡島総合振興局・檜山

振興局

とき 平成23年11月24日

テーマ 道南地域における地域

農業システム化の課題

講演 正木 卓

(当研究所・専任研究員)

○「第17回全道報徳交流集会」

主催 北海道報徳社・札幌農

漁業機関報徳社

とき 平成23年11月28日

テーマ 協同組合と報徳

講演 太田原 高昭

(当研究所・顧問)

○「第17回全道報徳交流集会」

主催 北海道報徳社・札幌農

漁業機関報徳社

とき 平成23年11月28日

テーマ 二宮尊徳に学ぶ協同

組合の精神

コーディネーター 黒澤 不二男

(当研究所・特別参与)

○「グリーンテクノバンク・シン

ポジウム」

主催 N P O法人グリーンテ

クノバンク・農水省

とき 平成23年11月29日

テーマ 農業・農村の再生とI

C T I地域情報化の可

能性を探る

パネラー 黒澤 不二男

(当研究所・特別参与)

○「平成23年度美瑛町農協集落代

表者研修会」

主催 美瑛町農業協同組合

とき 平成23年12月2日

テーマ T P P参加表明と今後

の農業政策

講演 太田原 高昭

(当研究所・顧問)

○「平成23年度帯広市議会議員研

修会」

主催 帯広市議会

とき 平成23年12月21日

テーマ T P P参加問題のこれ

から

講演 太田原 高昭

(当研究所・顧問)

平成23年度 北海道ゼロ・エミ大賞受賞

千歳市の細澤牧場

当研究所会員の細澤伸一様（農事組合法人 細澤牧場 代表理事）がこのほど、「北海道ゼロ・エミ大賞」の大賞を受賞されました。

この表彰制度は道が2005年から循環型社会形成のために廃棄物の排出・発生の抑制や再利用に取り組む事業所を対象にしています。

びっくりドンキーを運営する株式会社アレフとともに異業種の両者が連携し、牛の糞尿や生ごみからメタンガスを生産して両者で循環させる取り組みが最高賞として評価されました。細澤様は「今回評価いただいた私たちの取り組みが、再生可能エネルギー生産の一端を担い、風力や太陽光など他のエネルギーを補えれば」と話しています。



前列：細澤夫妻

※ゼロ・エミ

ゼロ・エミッション（zero emission）の略

あらゆる廃棄物を原材料などとして、有効活用することにより、廃棄物を一切出さない資源循環型の社会システム。

◆編集後記◆

● 二〇一一年は「東日本大震災」、「福島原子力発電事故」、「TPP交渉」参加表明と思われる政府の方針、世界的な経済不況、北朝鮮金正日総書記の急死など歴史に残る年になった。

● 特にTPP問題に関しては、国の将来に重要なことなのに情

報量が少なすぎる。農業が身近にあることはどんな保険にも勝る。これ以上自給率を下げてはならない。食糧危機は人類の共通課題であり、国としての最低責務は食糧確保と市場の安定である。

● 「農業総合研修会」で北海道経済部緊急対策室 土屋俊亮室長から「東日本大震災に係わる北海道の対応」を講演いた

いた。道は速やかに対策室を作り、道内対策と被災県への緊急支援を行っている。道の貢献のすばらしい内容がはじめてわかった。道の活躍をもっとメディアで取り上げるべきだ。被災地は寒さもあるがそれ以上に厳しい冬である。みんなで心温まる応援を続けよう。

● 平成二三年産農産物の作柄は米は豊作だが、他の作物は収

量、品質ともバラ付きがある。需要をとらまえて全量販売に努めよう

● 平成二三年は数多く会員巡回を行った。励ましやお叱りも頂いた。これからも農業振興策や調査など地域農業研究所でなければできない一味違った仕事を進めてまいります。

DATA FILE

関連事項／DATA

地域拠点型農学エクステンションセンター
酪農学園大学
〒069-8501

江別市文京台緑町582番地

☎ 011 (386) 1111 (代)

FAX 011 (386) 1214

厚沢部町役場

〒043-1113

檜山郡厚沢部町新町207番地

☎ 0139 (64) 3311

FAX 0139 (67) 2815

厚沢部町農業活性化センター

〒043-1237

檜山郡厚沢部町鶉町853番地

☎ 0139 (65) 6061

FAX 0139 (65) 6804

新函館農業協同組合

〒041-1201

北斗市本町1丁目1-21

☎ 0138 (77) 5555

FAX 0138 (77) 5566

札幌酒精工業株式会社 厚沢部工場

〒043-1238

檜山郡厚沢部町鶉町853番地

☎ 0139 (65) 2500

FAX 0139 (65) 2100

(社)北海道地域農業研究所

〒062-0041

札幌市豊平区福住1条4丁目13番13号

☎ 011 (859) 6010

FAX 011 (852) 6663

HP: <http://www.chiikinouken.or.jp>



株式会社 **ホクレン商事**

代表取締役社長 中田 清志

本 社

〒060-8550

札幌市北区北7条西1丁目2-6

NSSニューステージ札幌ビル8F

TEL 011-756-3211(代) FAX 011-709-5640

**Meat
Packer
Incorporation**

安全・安心な食肉を
真心こめて
全道6工場から
全国の皆様へ
お届けします。



北海道畜産公社

代表取締役社長 山内 啓二

本社 〒060-0004 札幌市中央区北4条西1丁目 共済ビル3階

T E L (011) 242-4129 F A X (011) 242-2929



北海道のみなさんに愛していただいている北海道米。
でも、年齢や住む地域が違えば、北海道米への愛も変わるもの。
北海道各地の0才から100才、そして107才の愛さんも。
ここ北海道には、いろいろな北海道米への愛がありました。

きょうも、あしたも、あさっても。

北の美食米 ゆめぴりか ふっくらんこ おぼろづき

人気を支える主力品種 ななつぼし ほしのゆめ きらら397

きたゆきもち はくちようもち

北海道米販売拡大委員会 北海道米食率向上戦略会議

100通りの
北海道米 LOVE
CM 公開中！

www.hokkaido-kome.gr.jp

北海道米 検索

